

番号	01	関連する意見 の提案者等	井堀委員1
テーマ	住居表示台帳の電子化		
<b>1. 何が問題か？</b>			
自治体で保有している住居表示台帳については、「住居表示に関する法律」において定められているが、現行法及び総務省見解によれば、紙ベースで保存しなければならないとされており、多大な行政コストが生じている。			
<b>2. どうすれば良いのか？</b>			
「住居表示に関する法律」における「住居表示台帳」に関し、市町村が電子媒体による保存を行えるよう、所要の措置を講じる。			
<b>3. 選定の理由、改善による効果・影響等</b>			
①改善による直接的な効果			
住居表示台帳の電子化により、事務作業の効率化等が図られ、行政コストが軽減する。			
②他の規制等への波及効果、影響等			
住居表示台帳の電子的保存を可能とすることにより、現在紙媒体で保存している他の台帳についても、その電子化を進める上での先例となり、波及効果が高い。			
<b>4. 留意点等</b>			
①検討にあたって留意すべき点、関係法令等			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住居表示に関する法律第9条（総務省）</li> <li>・ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（総務省）</li> <li>・ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（総務省）</li> </ul>			
②関連する意見に対する各府省からのコメント			
提案者等	井堀委員1		
（改善提案）	住居表示に関する法律における「住居表示台帳」に関し、市町村が電子媒体による保存を行えるよう、所要の措置を講じる。		
関係府省回答 －総務省	a：改善提案を実施予定 所要の省令改正を21年度中に行う予定である。  （総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の別表に住居表示に関する法律第9条第1項の規定を追加することとする。）		

番号	02	関連する意見の提案者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 國領委員「各種図面・地図情報関係」</li> <li>・ パブコメ110</li> <li>・ パブコメ144</li> <li>・ パブコメ199</li> <li>・ パブコメ202</li> </ul>
テーマ	公共事業に関わる道路台帳や建築関係の図面類等の電子化		
<b>1. 何が問題か？</b>			
<p>現在、道路台帳や建築関係の図面類等のデータについては、納品規定等が明確でないなどの理由により、紙媒体で作成し、管理・運用されているケースがあり、データの修正等が煩雑。このため、行政側にとってデータの管理コストがかかるだけでなく、設計・請負業者等にとっても従来のデータを活用できず作業効率が悪いものとなっている。</p>			
<b>2. どうすれば良いのか？</b>			
<p>図面類等の納品について電子化を促進するため、図面類等データの電子化におけるガイドラインを早期に取りまとめ、これに従ったデータ作成、管理を行うようにする。将来的には、全てのデータを電子化とすることを前提とし、保存図書や納品図書等の電子化を義務づける。</p>			
<b>3. 選定の理由、改善による効果・影響等</b>			
<b>①改善による直接的な効果</b>			
<p>従来の紙媒体から電子データでの管理・運用とすることで、公共事業における設計品質の向上、設計・施行・管理までの CALS が実現され、行政側の管理コストの軽減だけでなく、設計・請負業者等にとっても、データの入手、利活用が容易になる等、作業効率化にもつながる。</p>			
<b>②他の規制等への波及効果、影響等</b>			
<p>公共事業における図面類等だけでなく、政府や自治体が紙媒体にて運用・管理している同類の業務に対して電子化を推進するための前例となる。</p>			
<b>4. 留意点等</b>			
<b>①検討にあたって留意すべき点、関係法令等</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体における台帳管理や建築基準に関する規定や規則</li> <li>・ 地方自治体の管理するデータも含まれるため、自治体に対しても取扱うデータの電子化を推進する必要がある、また自治体間でその管理方法等に差異が出ないよう統一規定を設ける必要がある。</li> </ul>			

②関連する意見に対する各府省からのコメント	
提案者等	<p>國領委員「各種図面・地図情報関係」            パブコメ 110（道路台帳等の管理方法）</p>
（改善提案）	<p>今後整備や維持管理される管理台帳や設計図面が測量座標を持ったデータとして管理されることにより、GIS への移行や設計品質の向上、設計・施行・管理までの CALS が実現できる。</p>
関係府省回答 一国土交通省	<p>（道路法） ご指摘の道路台帳管理規程については、道路法では規定されておられません。また、道路法では図面類の電子化を阻む規定はありません。（e：所管外）</p> <p>（測量法） 測量に関しては、パブコメ提出者ご自身が「測量した結果の CAD データ」と記述し、電子データを前提に意見提出されていることから、測量に関して問題点を指摘されているわけではないと考えております。従って、測量法を所管する国土地理院は所管外であると考えております。（e：所管外）</p> <p>&lt;追加質問 2－9&gt;</p> <p>道路法及び測量法上、道路台帳の電子化を阻む規定は存在しないとのことであるが、一方で自治体によっては、管理規程等において紙ベースでの保存を義務付けているケースもある模様。これらの規程等の根拠をご存知の場合は、ご教示いただきたい。（通達、ガイドライン、自治体が参考としているマニュアル、図書等が存在するの可否か等。）</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>道路台帳を電子化するかどうかは自治事務の範囲であり、国土交通省としてご指摘の根拠については把握していない。</p>
提案者等	<p>國領委員「各種図面・地図情報関係」            パブコメ 144(建築図書の電子保存関連)</p>
（改善提案）	<p>建築士向け公開鍵認証基盤を整備する。また、建築図書等の電子保存ガイドライン作成の検討会を設置し、具体的な要件をガイドラインとして示す。</p>
関係府省回答 一国土交通省	<p>d：事実誤認</p> <p>建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第 1 号では、「当該図書の設計者の記名及び押印」を、同項第 4 号では「建築士免許証等の写しの提出」を求めているが、同項第 1 号の記名及び押印を電子証明書に代える場合において、同項第 4 号国家資格属性の証明を要件としていない。したがって、建築士向け公開鍵認証基盤の整備は建築確認申請の電子化の要件ではない。また、指定確認検査機関等においては建築図書等の電子保存の方法は示されており、既に電子的な保存が行われている。</p>

	<p>&lt;追加質問 2-11&gt;</p> <p>建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号に定める「当該図書の設計者の記名及び押印」を電子的に実施しようとする場合、「建築士向け公開鍵認証基盤」等により、当該電子署名に建築士であることの属性を付す必要はなく、一般的な認証局を通じた電子認証により対応することで十分との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>貴見のとおり。</p>
提案者等	<p>國領委員「各種図面・地図情報関係」</p> <p>パブコメ 199（地方公共団体で維持・更新される図面類の電子化の義務化）</p>
（改善提案）	<p>地方公共団体で保有する台帳及び図面は、個別の法律（道路法、都市計画法等）及び施行規則に従って維持・管理されているため、個別の法律または運用規則に電子化することを義務づける。</p>
関係府省回答 —国土交通省	<p>e：所管外</p> <p>根拠法として示されている道路法、都市計画法及びそれらの施行規則等において、図面類の電子化を阻む規定はない。</p>
関係府省回答 —総務省	<p>e：所管外</p> <p>御指摘の事項は当省の所管外です。</p>
提案者等	<p>國領委員「各種図面・地図情報関係」</p> <p>パブコメ 202（官公庁が実施する建設関連の電子納品）</p>
（改善提案）	<p>官公庁が実施する建設関連の電子納品を明確に規定し、請負者が煩雑な処理を伴わない仕組みを作る。また、官公庁が積極的に電子納品を推進するための措置を講ずる。</p>
関係府省回答 —国土交通省	<p>c：実施困難・不要</p> <p>国土交通省では既に、各種電子納品要領、ガイドライン等を作成し電子納品を原則実施しているところであり、受発注者双方において効率的な電子納品が行われるよう推進してまいりたい。</p> <p>また、本年3月にとりまとめた、国土交通省 CALS/EC アクションプログラム 2008において、「CALS/EC の普及」を目標に掲げ推進しているところであり、機会をとらえて地方公共団体等へも紹介し、推進してまいりたい。</p>
関係府省回答 —農林水産省	<p>f：その他</p> <p>農林水産省が発注する国営土地改良事業については、電子納品要領等を定めており、これをホームページにおいて公表しています。なお、この要領等は全国で実施している国営土地改良事業を対象としています。また、地域毎に条件の異なる地方公共団体が自らの判断でこの要領等を参考にすることは可能です。</p>

番号	03	関連する意見 の提案者等	・「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料5-12
テーマ	既存住宅市場の活性化		
<b>1. 何が問題か？</b>			
<p>既存住宅の品質保証をする社会的仕組みや、情報の蓄積が十分機能しておらず、購入希望者は新築住宅と比較すると、十分な既存住宅情報を得られないため、正確な評価をすることができず、結果として既存住宅市場が活性化していない。</p>			
<b>2. どうすれば良いのか？</b>			
<p>住宅の建設、維持管理等のデータをデジタル化し、データベースで管理することにより、既存住宅の品質や性能を正確に評価できるようにする。</p>			
<b>3. 選定の理由、改善による効果・影響等</b>			
<b>①改善による直接的な効果</b>			
<p>住宅購入希望者が、既存住宅についても十分評価し、安心してニーズに合った住宅を購入することができるようになり、既存住宅市場の活性化に資する。</p>			
<b>②他の規制等への波及効果、影響等</b>			
<p>規制等の本質的な部分ではないものの、データ保存を長期に保証する電子媒体（HDD、DVD、USB等）がそもそもないという技術的な問題があるが、これは、他の案件にも共通する課題であり、解決できれば、その波及効果はある。</p>			
<b>4. 留意点等</b>			
<b>①検討にあたって留意すべき点、関係法令等</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅の償却期間を考慮すると、データを50～100年超のスパンで保存する必要があるが、長期データ保存が保証された電子媒体がそもそもない</li> <li>・ 既存住宅の品質を保証することにより、結果として多くの住宅の固定資産税が上昇し、国民の不利益が生じる懸念がある。</li> <li>・ 住宅の履歴情報の保有者のほとんどが民間（建築確認をする機関や住宅所有者本人）であることから、ルールづくりにより、むしろ規制強化となるおそれがある。</li> <li>・ 住宅の履歴情報の蓄積については、国土交通省が住宅履歴情報整備検討委員会を設置して、H19～調査研究を行っている。</li> <li>・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（建築事業者が建てた住宅に対して、10年間品質保証を負うこととなっている。また、住宅の性能（耐震性能、遮音性能等）を分かりやすく表示するための基準を設けている。）</li> <li>・ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（長期に使用可能な住宅には住宅の履歴情報を保存する仕組みが定められている。）</li> </ul>			

②関連する意見に対する各府省からのコメント	
提案者等	「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料5-12
(改善提案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅の建設、維持管理等の情報を確実に保存・蓄積する。</li> <li>・ 住宅のIDの整備など、市場における当該情報の蓄積・活用に係るルールを整備し、共通のプラットフォームを構築する。</li> <li>・</li> </ul>
関係府省回答 -国土交通省	<p>b：改善提案を検討中</p> <p>住宅の建設、維持管理等の情報を確実に蓄積するため、現在、市場における当該情報の蓄積・活用に係るルールについて議論されているところ。</p>

番号	04	関連する意見の提案者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高橋委員 1</li> <li>・ 井堀委員 2</li> <li>・ 松本委員</li> <li>・ パブコメ 1 2</li> <li>・ パブコメ 1 6</li> <li>・ パブコメ 3 8</li> <li>・ パブコメ 1 7 0</li> </ul>
テーマ	電子政府・電子自治体の推進		
<b>1. 何が問題か？</b>			
国民がデジタル技術の恩恵を受けられるようにするためには、電子政府・電子自治体の推進が不可欠。			
<b>2. どうすれば良いのか？</b>			
電子政府の推進を通じて国民がデジタルの恩恵を受けられるようにするためには、電子的な本人認証及び ID の問題等についても、個人が選択するに足る柔軟性、拡張性のある選択肢をきちんと出すべく検討を進める。			
<b>3. 選定の理由、改善による効果・影響等</b>			
①改善による直接的な効果			
電子政府・電子自治体の推進。			
②他の規制等への波及効果、影響等			
電子政府・電子自治体の着実な実施により、国民利便性の飛躍的向上、行政事務の簡素効率化・標準化、行政の見える化が実現する。			
<b>4. 留意点等</b>			
①検討にあたって留意すべき点、関係法令等			
<b>【第 1 回会議における委員発言概要】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政の内部あるいは行政の現場から、しっかりと洗出しを行った上で、手続きの類型化を行い、本人確認、事実確認、資格要件の確認、その方法としての添付書類、面談、届出書の提出等、類型化して整理すべき。(井堀委員)</li> <li>・ 行政手続きの分野において、技術的に可能な部分において、IT を使って本人確認の方法を簡略化できると良い。(松本委員)</li> <li>・ 電子政府を推進していくべき。電子行政を加速し、電子行政によるサービスを飛躍的に向上させるためには、脱書面、脱対面、かつセキュリティーとプライバシーに対して十分配慮しつつ、国民 ID 及び電子的な本人認証の問題等について、個人が選択するに足る柔軟性、拡張性のある選択肢をきちんと出していくことが必要。(高橋委員)</li> </ul>			

③関連する意見に対する各府省からのコメント	
提案者等	高橋委員 1 井堀委員 2
(改善提案)	<p>●電子政府の推進を通じて国民がデジタルの恩恵を受けられるようにするためには、脱書面、脱対面、かつセキュリティーとプライバシーに対して十分配慮しつつ、国民電子私書箱の着実な実施のために、国民 ID 及び電子的な本人認証の問題等についても、個人が選択するに足りる柔軟性、拡張性のある選択肢をきちんと出すべく検討を進める。(高橋委員)</p> <p>●行政手続きにおける本人確認、事実確認、資格要件の確認、その方法としての添付書類、面談、届出書の提出の方法について、類型化し、その必要性を検討するとともに、改善の可能性を検討し整理する。(井堀委員)</p>
関係府省回答 ー内閣官房	<p>b : 改善提案を検討中</p> <p>電子政府・電子自治体の推進は、国民の利便性向上のみならず、行政の効率化のためにも重要であると考えており、ご指摘の点も含め、その推進に必要となる課題等については、引き続き、電子政府評価委員会等、関連する場において検討を進めて参りたい。</p>
提案者等	パブコメ 1 2 (利用者の個人認証)
(改善提案)	<p>利用者の選択肢を写真やイラストなど非文字の視覚対象にまで拡張し、更に昔の懐かしい記憶を活用できるようにすれば、本人認証のプロセスにおいて排除されてしまう国民を大きく減らすことが期待できる。</p>
関係府省回答 ー内閣官房	<p>c : 実施困難・不要</p> <p>個人認証の手段は、システム毎に利便性を勘案して構築されるべきものであり、どのように各システムを構築するかは、事業者等の取組みに委ねられる事柄であると考えられます。</p>
提案者等	パブコメ 1 6 (情報通信機器の本人認証)
(改善提案)	<p>本人認証の基本は、本質論からも利便性からも記憶認証方式にあるので、認証手段を多様化して使い勝手と安全性をともに高めるべきである。パスワードに文字だけでなくイラストや写真など視覚に訴えるものを使えるようにすればよい。</p>
関係府省回答 ー内閣官房	<p>c : 実施困難・不要</p> <p>個人認証の手段は、システム毎に利便性を勘案して構築されるべきものであり、どのように各システムを構築するかは、事業者等の取組みに委ねられる事柄であると考えられます。 なお、今後、国民全体が利用する電子サービス等の検討にあたっては、ご指摘の点も参考にさせていただきます。</p>

提案者等	パブコメ 38 (公的個人認証)
(改善提案)	ID/パスワードの利用 (問題点: 住基カードを使うためにはカードリーダーを購入し面倒な登録作業を行うか、或いは、カードリーダーがあるところに行かなければならないことが行政サービスにおける IT 普及の大きな制約になっている。)
関係府省回答 - 内閣官房	b: 改善提案を検討中 電子政府・電子自治体の推進は、国民の利便性向上のみならず、行政の効率化のためにも重要であると考えており、ご指摘の点も含め、その推進に必要な課題等については、引き続き、電子政府評価委員会等、関連する場において検討を進めて参りたい。
提案者等	パブコメ 170 (実効的な電子行政を実現する基盤となる共通コードの実現)
(改善提案)	共通コードを導入して行政コストの削減や処理の正確性を高める
関係府省回答 - 総務省	e: 所管外 ご指摘の共通コード導入については、当省としてご回答できる立場にございません。
関係府省回答 - 内閣官房	b: 改善提案を検討中 電子政府・電子自治体の推進は、国民の利便性向上のみならず、行政の効率化のためにも重要であると考えており、ご指摘の点も含め、その推進に必要な課題等については、引き続き、電子政府評価委員会等、関連する場において検討を進めて参りたい。

番号	05	関連する意見の提案者等	・「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料5-11
テーマ	引越し時の各種行政手続き		
<b>1. 何が問題か？</b>			
他の市町村へ引越しをした場合、前居住時で申請済みの行政サービスについても、改めて手続きを行わなければならない。			
<b>2. どうすれば良いのか？</b>			
自治体間でデータ連携をすることによって、前居住地で受けていた行政サービスを、新たな手続きを行うことなく継続して受けることが可能となる。			
<b>3. 選定の理由、改善による効果・影響等</b>			
①改善による直接的な効果			
他の市町村へ引越しをした場合、新しい住所地で手続きをせずに、前居住地で受けていた行政サービスを引き続き受けることができる。			
②他の規制等への波及、影響等			
機関をまたぐ他の手続においても同様である。また、自治体間でのデータ連携を可能とする仕組みを構築することで、市町村発行の証明書を添付書類として他の市町村に提出する作業を省略できる。			
<b>4. 留意点等</b>			
①検討にあたって留意すべき点等			
<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体間でのデータ連携を実現するためのデータ流通基盤整備が必要となる。また、そこに接続するために、市町村の側で環境整備・投資が必要である。</li> <li>実現のための法令を含む制度的な分析や実現に向けた方策の検討が必要となる。</li> </ul>			
②関連する意見に対する各府省からのコメント			
提案者等	「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料5-11		
(改善提案)	転出・転入の手続きが行われる際に、関連する手続きの情報全てが、前の自治体から新しい自治体に送られ、新しい自治体のなかで事務処理が自動的に行われる。		
関係府省回答 ー内閣官房	b：改善提案を検討中 2007年度より次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチームにおいて議論されており、2010年度を目途に標準モデルの構築に向けて検討しているところである。		

番号	06	関連する意見 の提案者等	・「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料5-10
テーマ	雇用保険被保険者離職証明書		
<b>1. 何が問題か？</b>			
平成23年1月に予定されている、行政コストの大幅な削減に資する、企業・職業安定所間の「離職証明書を伴う雇用保険被保険者資格喪失届のオンライン申請」に関し、離職者の電子署名が必要となった場合には、実質的には十分機能しない可能性が懸念される。			
<b>2. どうすれば良いのか？</b>			
離職者の電子署名無しで、オンライン申請できるようにすることで、離職証明書を伴う雇用保険被保険者資格喪失届のオンライン申請が円滑に運用される。			
<b>3. 選定の理由、改善による効果・影響等</b>			
①改善による直接的な効果			
オンライン申請が可能となることで、企業は、本社で全事業所分の一括申請が可能となる。そのため、事業所ごとに担当者を配置して、各事業所の管轄公共職業安定所に別々の担当者が出向き、手続をするコストが削減される。			
②他の規制等への波及、影響等			
従業員の押印が必要な手続の改善の先例となり、波及効果が高い。			
<b>4. 留意点等</b>			
①検討にあたって留意すべき点等			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・離職者の権利を守るため、離職者本人が離職証明書（離職票）の内容を十分に確認することを担保する必要がある</li> <li>・「退職ワンストップサービス実現へ向けての段階的アプローチ」（平成21年7月27日 次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチーム）において、「退職者の電子署名等に係る取扱いについては、退職者本人が離職証明書（離職票）の内容を十分に確認すること等を担保しつつ、利便性の高いワンストップサービスの実現に向けて、厚生労働省を含む関係府省において検討する。」とされている。</li> </ul>			

②関連する意見に対する各府省からのコメント	
提案者等	「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料5-10
(改善提案)	離職者の電子署名なしでオンライン申請できるようにする。
関係府省回答 -厚生労働省	<p>c：実施困難・不要</p> <p>離職票は、離職者の受給資格の有無、所定給付日数、給付制限の有無を確認するための書類であり、離職者の適正な受給を確保する観点から、離職者本人による離職証明書（離職票となるもの）の記載内容の確認は不可欠です。現在、紙の手続においては、これを担保するものとして、離職者本人による押印を求めているところです。</p> <p>このため、電子申請の実現に当たっても、離職者本人による確認を省略することは適当でなく、現時点においては、これを担保するものとして、いわば電子申請における押印である電子署名を求めることは有用であると考えているところです。</p> <p>なお、今後、利用者にとっての利便性も考慮しつつ、離職者の適正な受給を確保する観点からどのように離職者による離職証明書の確認を担保するか検討することとしているところです。</p>

番号	07	関連する意見 の提案者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>国領委員資料「育児関係」</li> <li>パブコメ39</li> </ul>
テーマ	育児休業の取得手続及び育休給付金の給付申請手続		
<b>1. 何が問題か？</b>			
<p>育児休業の取得開始時および取得中（2 か月ごと）、書類を育休取得者・事業主・公共職業安定所の間でやり取りしなければならない。</p> <p>また、保育所における保育の実施が行われないなどの理由により育休を延長する場合も、同様の手続が必要となるほか、保育所入所不承諾通知などの添付書類が必要となる。</p>			
<b>2. どうすれば良いのか？</b>			
<p>育休取得者・事業主・職業安定所が参照できるワークフロー管理システムをインターネット上に構築し、育休プラットフォームとして活用する。この際、手続に必要な添付書類については電子化対応する。</p>			
<b>3. 選定の理由、改善による効果・影響等</b>			
<b>①改善による直接的な効果</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>育休取得者の雇用主及び職業安定所等への申請を行う国民の利便性の向上と負担の軽減</li> <li>行政内での事務処理負担の軽減</li> </ul>			
<b>②他の規制等への波及効果、影響等</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークフローの類似する他の行政手続きへの活用が可能となる。</li> </ul>			
<b>4. 留意点等</b>			
<b>①検討にあたって留意すべき点、関係法令等</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業法</li> <li>雇用保険法</li> </ul>			
<b>②関連する意見に対する各府省からのコメント</b>			
提案者等	国領委員資料「育児関係」 パブコメ39（育児休業の取得手続・育休給付金の給付申請手続）		
（改善提案）	育児休業給付金用のシステムを提供する。		
関係府省回答 －厚生労働省	<p>d：事実誤認</p> <p>育児休業給付に係る手続については、既に電子申請のシステム（e-Gov）を導入しており、この中で、各申請の処理状況についても、電子申請の申請者自身で照会できる仕組みとなっています。</p>		

番号	08	関連する意見の提案者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料5-1</li> <li>・ パブコメ177</li> </ul>
テーマ	税額通知書の電子的な送付		
<b>1. 何が問題か？</b>			
<p>企業は、毎年6月ごろに、各従業員が居住する自治体から紙で送られてくる特別徴収税額通知書を、部署ごとに仕分けして個人情報に配慮して配布しているが、仕分け・配布の手間や個人情報への配慮等、企業（人事担当者など）の負担が大きい。</p> <p>※特別徴収税額通知書には、企業が源泉徴収などに用いるものと、従業員に配布するものがあり、前者は一部、電子媒体での送付やeLTAX経由での送付が実現しているが、後者は公印（市区町村長印）の問題（電子署名方法や、受け取った従業員が確認する方法など）があり、実現されていない。</p>			
<b>2. どうすれば良いのか？</b>			
<p>納税通知書を電子的に渡せるようにする。できれば企業経由ではなく、直接、従業員（住民）に渡せるほうが、企業の負担がより軽減する。</p>			
<b>3. 選定の理由、改善による効果・影響等</b>			
①改善による直接的な効果			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業の負担が大幅に軽減される。</li> <li>・ 特別徴収税額通知書の仕分け・配布に要している企業のコストは、概ね年間470億円程度と想定される。（平成19年度第8回電子政府評価委員会資料6をもとに試算）。</li> </ul>			
②他の規制等への波及効果、影響等			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公印の電子的処理の問題を解決できれば、行政の発行するあらゆる証明書類への活用が可能。</li> <li>・ 住民に直接、電子的に行政文書等を送付するサービスのモデルとなる。国民電子私書箱のスタート時のサービスのひとつにできる可能性もある。</li> </ul>			
<b>4. 留意点等</b>			
①検討にあたって留意すべき点、関連法案等			
<p>【法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法（総務省）</li> </ul> <p>【総務省令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則</li> </ul> <p>【関係通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年4月1日付総税企第88号「地方税の収納に係るシステムを改修する際の留意点について（通知）」</li> <li>・ 平成19年3月27日付総税企第55号「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項について」  <ul style="list-style-type: none"> <li>※ そもそもなぜ、企業が行政に代わって、膨大な手間やコストをかけて配布しなければならないのかという意見もある。</li> </ul> </li> </ul>			
②関連する意見に対する各府省からのコメント			

提案者等	「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」 5-1
(改善提案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納税通知を電子的に渡せる方法を確立する。(現状は公印がついた紙ベースにより原本性を担保)</li> <li>・ 地方自治体から、被課税者に直接電子的に配布できるようにする。</li> </ul>
関係府省回答 -総務省	<p>b：改善提案を検討中</p> <p>市町村から企業へ通知する、特別徴収税額決定通知書につきましては、エルタックス加入団体においては、平成20年1月から給与支払報告書の電子データでの提出に併せて、特別徴収税額通知書についても電子データでの通知を行うことができます。</p> <p>総務省としては、全地方自治体でのeLTAX導入については、(社)地方税電子化協議会とともに、各地方公共団体に対して、eLTAXへの加入促進、電子申告等のサービスの普及拡大に向けて取り組んでいるところであり、こうした取組を進めることにより解決が可能と考えております。</p>
提案者等	パブコメ177(書面による納税通知)
(改善提案)	納税者や企業が希望すれば、国民電子私書箱等により電子的方法で納税通知を受け取ることを可能とし、電子納付等を容易にする。
関係府省回答 -財務省	<p>b：改善提案を検討中、c：実施困難・不要</p> <p>「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」では、「処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす」旨が定められている。このため、e-Taxのメッセージボックスや現在検討されている電子私書箱のように行政機関が保有するシステムの中に設けた利用者個々のディスクエリアに通知データを記録しただけでは通知が到達したこととならず、利用者が利用者個々のディスクエリアから通知データをダウンロードしなければ通知が到達したこととならないため、更正・決定通知書、納税告知書、督促状等の処分性を有する文書(異議申立の対象となる文書)等にはなじまないと考えている。それ以外の文書については、電子的な方法により送付可能か、一部検討を行っているところであり、今後も引き続き検討を行って参りたい。</p>
関係府省回答 -総務省	<p>d：事実誤認、f：その他</p> <p>御指摘の地方税に係る納税通知書の交付等については、総務省令によりオンラインにより行うことが可能となっておりますが、その具体的な実施方法等については、今後検討を要するものと認識しております。</p> <p>また、国民電子私書箱の活用については、IT戦略本部の「i-Japan戦略2015」に掲げられ、同本部において平成21年度中に基本構想がとりまとめられるものと認識しており、対象となる行政サービス等については、今後議論がなされていくものと考えております。</p> <p>また、改善提案の「電子納付等」については、納税者の利便性向上の観点から、当省としては、これまでもマルチペイメントネットワークを活用した収納サービスの導入等について、各地方公共団体に対して周知しているところです。</p>

提案者等	<p>國領委員（追加質問 2 - 2）</p>
(追加質問)	<p>地方自治体→企業→個人への送付に関しては、地方自治法 3 2 1 条の 4 第 2 項において、渡すことのみが定められており、公印や紙ベースでの配布を規定していないとの理解で良いでしょうか。</p> <p>また、上記が正しい場合において、自治体では、引き続き紙ベースでの運用を規定しているところもあるようですが、これらの規定の根拠等をご存知の場合は、ご教示願います。（通達、ガイドライン、自治体が参考としているマニュアル、図書等が存在するのか否か等。）</p>
<p>関係府省回答 - 総務省</p>	<p>地方税法第 321 条の 4 第 1 項において、市町村は、給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及びこれを經由して納税者に通知しなければならないとされている。</p> <p>地方税法第 43 条においては、市町村が道府県民税の賦課徴収に用いる納税通知書、納期限変更通知書、特別徴収義務者及び特別徴収に係る納税義務者に公布する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書、督促状その他の文書は、市町村民税の賦課徴収に用いるそれらの文書と併せて、地方税法施行規則第 2 条に規定する様式に準じて作成するものとされているが、ご質問の特別徴収税額決定通知書は、この場合の「特別徴収義務者及び特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書」にあたり、文書によって通知されるもの。</p> <p>また、地方税法施行規則第 2 条では、「特別徴収義務者及び特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書」は、第 3 号様式（別表）によるものとされており、同様式には、押印欄も規定されている。</p>

番号	09	関連する意見の提案者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料5-13</li> <li>・ パブコメ125</li> <li>・ パブコメ141</li> <li>・ パブコメ143</li> <li>・ パブコメ184</li> </ul>
テーマ	国税関係帳簿書類の電子化		
<b>1. 何が問題か？</b>			
<p>企業内では帳簿や文書等の電子化が進んでいるにも関わらず、国税関係帳簿書類の電子的保存が認められるための事前承認に係る具体的な要件が不明確であったり、当該要件を満たすための企業側の負担が大きいこと等から、紙での保管を余儀なくされるなど、電子的な利用が進んでいない。</p>			
<b>2. どうすれば良いのか？</b>			
<p>国税関係帳簿書類の電子的保存に係る承認要件についての見直し、ガイドラインの作成による当該要件の明確化等を行う。</p>			
<b>3. 選定の理由、改善による効果・影響等</b>			
<b>①改善による直接的な効果</b>			
<p>国税関係帳簿書類の電子的な利用が進むことにより、企業側の契約書等の保管コストの軽減や、様々な業務プロセスにおけるIT活用が可能となる。</p>			
<b>②他の規制等への波及効果、影響等</b>			
<p>電子商取引の促進や電子政府の推進に資することが期待される。</p>			
<b>4. 留意点等</b>			
<b>①検討にあたって留意すべき点、関係法令等</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（財務省）</li> <li>・ 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（財務省）</li> <li>・ 電子帳簿保存法取扱通達（国税庁）</li> <li>・ 国税庁告示</li> </ul>			
<b>③関連する意見に対する各府省からのコメント</b>			
提案者等	パブコメ125		
(改善提案)	<p>① 業務システムで作成された帳簿を単なるイメージデータで電子的に保存する事を認めるべきである。</p> <p>② 調査の効率性向上のために、①を前提にイメージデータで保存された帳簿の検索は、イメージデータを前提とした検索機能でよいものとすべきである。</p> <p>③ 検索機能を確保する場合等の具体的な対応方法ガイドラインを示すべきである。</p>		

<p>関係府省回答－ 財務省</p>	<p>①②については、 電磁的記録等による保存制度の対象となる帳簿書類は、国税関係帳簿書類のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する帳簿及び自己が一貫して電子計算機を使用して作成する書類とされており、所轄税務署長等の承認を受けたときは、記録の真実性及び可視性等の確保に必要な所定の要件（検索機能の確保等を含む）の下で、その電磁的記録の備付け及び保存をもってその帳簿の備付け及び保存に代えることができることとされている。</p> <p>なお、決算関係書類及び帳簿等のように、特に重要な文書については、現行制度においては、改ざん防止の点でイメージデータを紙と同等のものとして取り扱うことはできず、適正公平な課税を確保するため、スキャナ保存の対象とはされていないところ。（c：実施困難・不要）</p> <p>③については、 現在、公表に向け参考になる回答事例などの検討を行っているところである。公表時期は未定だが、検討終了後、できるだけ早期に国税庁ホームページへ掲載したいと考えている。（b：改善提案を検討中）</p>
<p>提案者等</p>	<p>パブコメ141</p>
<p>（改善提案）</p>	<p>① 電子帳簿保存法を廃止し、e文書法に準拠した財務省令を定める。 ② 国税関係帳簿書類の電磁的保存の事前承認制を廃止する、またはその生成過程である情報システムの機能等について審査の対象外とする。</p>
<p>関係府省回答－ 財務省</p>	<p>c：実施困難・不要</p> <p>①については、 国税関係帳簿書類の電子的保存については、適正公平な課税の確保のため、税務署長の事前承認制を採用している。e文書法では、このような事前承認制等の特別な手続を予定していないため、国税関係帳簿書類にはe文書法を適用しないこととして、電子帳簿保存法上措置している。</p> <p>②については、 国税関係の帳簿書類の電磁的保存については、所定の要件が定められており、一旦、要件に合わない電子データ保存がされた場合には、税務調査の実効性が著しく低下し、適正公平な課税の実現に困難を来すことになるため、納税者には要件に適合したことを確認した上で電子データの保存をしてもらう必要があること、及び納税者にとっても、不要な設備投資を回避する等の観点からは、予め要件に適合していることが明確に確認された状態で電子データ保存を開始できることが望ましいこと等から事前承認制とされているところ。</p>
<p>提案者等</p>	<p>パブコメ143</p>
<p>（改善提案）</p>	<p>① 当局及び、民間のユーザー企業、関連団体などの参加により、より具体的な電子化ガイドラインやQ&amp;Aなどを作成公開することで、電子帳票システムの利用を前提に承認を得ている企業に対して現実に即した対応を行うことができる。</p>

	<p>② スキャニングによる電子化によりその管理は紙より遥かに効率的に行うことができ検索性も向上する。電子署名・タイムスタンプを付加することによりスキャニングした書類の真実性が担保される。見積書や請求書のような原始証憑である「帳簿代用書類」は、資金や物の流れに直結・連動する書類として定義し、適時入力方式以外の方法によるスキャナ保存による電子化が可能である旨を明確にすることで電子化が推進される。</p> <p>③ スキャニングした書類は、電子署名・タイムスタンプを付与することにより真実性を担保できるため、特に取引書類に記載されている金額に上限を設けることなく電子化を容認することで帳票類の選別作業が不要になり、統一したシステムによる運用が可能となり電子化が推進される。</p>
関係府省回答－ 財務省	<p>① 現在、公表に向け参考となる回答事例などの検討を行っているところある。公表時期は未定であるが、検討終了後、できるだけ早期に国税庁ホームページへ掲載したいと考えている。(b：改善提案を検討中)</p> <p>② スキャナ保存の対象文書のうち、適時入力方式を採用できる文書の明示については、国税庁告示等により対応済み。(f：その他)</p> <p>③については、 契約書及び領収書は、個々の取引の実態や金銭の授受を証明するための最も基本的な書類であり、これらを紙で保存させることにより、その他の書類の改ざんを抑制し、改ざんされても、その取引内容を検証することが可能となることから、紙による保存を求めることとしているところ。なお、取引金額が少額な3万円未満の領収書等については、税務執行上支障が少ないため、保存コスト軽減にも配慮して、スキャナ保存を認めることとしている。(c：実施困難・不要)</p>
提案者等	パブコメ 184
関係府省回答－ 財務省	<p>c：実施困難・不要</p> <p>国税関係帳簿書類の電子データによる保存制度は、適正・公平な課税を確保しつつ納税者等の帳簿書類の保存に係る負担を軽減する観点から、一定の要件の下で、電子データの保存をもって国税関係帳簿書類の保存に代えることができるとするものである。</p> <p>国税関係書類のスキャナによる保存を認めるに当たっては、適正・公平な課税を確保する観点から、真実性を確保するための要件（一定水準の解像度・カラー画像、改ざんを防止するための電子署名、イメージ化した時刻を第三者が証明するためのタイムスタンプ等）及び可視性を確保するための要件（検索機能の確保等）を満たしていることが必要とされているところ。</p>
提案者等	「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料5-13
関係府省回答－ 財務省	現在、公表に向け参考となる回答事例などの検討を行っているところである。公表時期は未定だが、検討終了後、できるだけ早期に国税庁ホームページへ掲載したいと考えている。

提案者等	國領委員（追加質問 2－8）
（追加質問）	<p>税務署長の事前承認については、承認基準が明確でなく属人的に承認されていないか。承認基準を明確にするべきではないか。</p> <p>また、裁定に不満がある納税者はどのような対応が可能なのか。</p>
関係府省回答－ 財務省	<p>① 税務署長の事前承認を得ることとしているのは、保存要件を満たしていること等を確認するためであり、当該要件については法令上明確に規定されているところ。</p> <p>しかし、納税者にとって、より承認基準が明確になるように、現在、参考となる事例等を公表することを検討しているところである。公表時期は未定であるが、検討終了後、できるだけ早期に国税庁ホームページに掲載したいと考えている。</p> <p>② 税務署長が行った却下に不服があるときは、却下通知書を受けた日の翌日から起算して2月以内に所轄税務署長に対して異議申立てをすることができる。</p> <p>なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、却下通知書を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。</p>

番号	10	関連する意見の提案者等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 國領委員資料「輸出入関係手続き」</li> <li>・ 中条委員資料5</li> <li>・ パブコメ131</li> <li>・ パブコメ174</li> </ul>
テーマ	特定原産地証明書の電子発給	
<b>1. 何が問題か？</b>		
既存の FTA/EPA における第三者証明制度において、特定原産地証明書の請求手続は電子化されているものの、証明書自体ははまだ紙で発給されている。		
<b>2. どうすれば良いのか？</b>		
原産地証明書を電子発給できるようにする。		
<b>3. 選定の理由、改善による効果・影響等</b>		
<b>①改善による直接的な効果</b>		
原産地証明書の電子化により、事務作業の効率化等が図られ、行政及び利用企業のコストが軽減する。		
<b>②他の規制等への波及効果、影響等</b>		
請求手続は電子化されているものの、発給はまだまだ紙でなされているような、行政が発行する他の証明書類の発給の電子化を進める上での先例となりうる。		
<b>4. 留意点等</b>		
<b>①検討にあたって留意すべき点、関係法令等</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「貿易手続改革プログラム」において、検討を行うことが記載されており、これを受け「原産地証明制度改革検討会」等において、議論されている。</li> <li>・ 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（経済産業省）</li> </ul>		
<b>②関連する意見に対する各府省からのコメント</b>		
提案者等	國領委員資料「輸出入関係手続き」 中条委員5 パブコメ131（特定原産地証明書の電子発給） パブコメ174（特恵原産地証明書の電子発給について）	
（改善提案）	現状、紙で発給・運用されている特定原産地証明書について、電子交付を認めるべきである。相手国との連携に向けた技術検討会や協定変更等に対応する必要がある場合、段階的にでも電子発給に向けた措置を進めるべきである。	
関係府省回答 －経済産業省	b：改善提案を検討中 原産地証明書の電子化については、「貿易手続改革プログラム」において、検討を行うことが記載されており、これを受け「原産地証明制度改革検討会」等において、議論されているところ。日本国内で申請者側により原産地証明書をプリントアウトする等の段階的な処置については、証明書の真正性の確保といった観点からの検討も必要と考えるが、上記委員会等での議論や、他国の電子化における取組動向を考慮しながら、電子発給についても可能なかぎり早急に検討してまいりたい。	

番号	1 1	関連する意見 の提案者等	・ 中条委員資料6
テーマ	輸出入・港湾関連手続きシステム（次世代シングルウィンドウ）の利便性向上及び利用促進		
<b>1. 何が問題か？</b>			
港湾・通関・検疫等の関係機関毎に異なる書式が存在し、また国際システムとの互換性がないため、利用が促進されていない。			
<b>2. どうすれば良いのか？</b>			
申請情報における反復申請回避、反復利用等業務プロセスの改善、及びアセアン・シングルウィンドウを始めとする各国の通関ネットワークシステムとの連携強化を図っていくために、様式の統一化、手続きの簡素化について見直しすべき。			
<b>3. 選定の理由、改善による効果・影響等</b>			
①改善による直接的な効果			
・ 輸出入に係る手続きが簡素化される。			
②他の規制等への波及効果、影響等			
・ 各主体により様式等が異なる類似手続きや、行政手続き等のワンストップ化に対する波及効果が期待できる。			
<b>4. 留意点等</b>			
①検討にあたって留意すべき点、関係法令等			
・ 規制改革会議にて検討中			
②関連する意見に対する各府省からのコメント			
提案者等	中条委員資料6		
(改善提案)	申請情報における反復申請回避、反復利用等業務プロセスの改善、及びアセアン・シングルウィンドウを始めとする各国の通関ネットワークシステムとの連携強化を図っていくために、様式の統一化、手続きの簡素化について見直しすべき。		

<p>関係府省回答</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-財務省、</li> <li>-法務省、</li> <li>-厚生労働省、</li> <li>-国土交通省</li> </ul>	<p>a：改善提案を実施予定</p> <p>書式の統一化については、港湾管理者・港長・税関・入国管理局で書式が異なっていた入出港届について、平成17年9月の「国際海上交通簡易化条約」(FAL条約)の締結に併せて、法律等を改正し、平成17年11月より様式を統一するなど、各官庁統一申請様式の採用を図っており、現在では関係機関毎に異なる様式は存在しない。</p> <p>業務プロセスの改善に関しては、政府全体での取り組みとして策定された「貿易手続改革プログラム」に基づき、手続の電子申請について、利用者コード、申請画面及び入力方法の統一や、相談など各種窓口の一本化を実現した新たなシングルウィンドウを平成20年10月に実現するなど、申請情報における反復申請回避、反復利用等業務プロセスの改善を図っている。今後も引き続き、平成22年2月に空港の入出港手続のシングルウィンドウ化を行うこととするなど見直しを行うこととされており、関係者にとって全体最適となる業務プロセスの実現を図ることとしている。</p> <p>また、国際的なシステム連携について、平成17年12月のASEAN首脳会合における合意文書において、アセアン・シングルウィンドウが完成するとされている平成24年にも、日本のシングルウィンドウとアセアン・シングルウィンドウが相互に接続された状態となるよう、その実現に取り組むとともに、米国、EU、韓国、中国等、アセアン以外の国々とのシステム連携にも取り組むこととしている。</p>
---	--

番号	12	関連する意見の提案者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中条委員7（追加）</li> <li>・ パブコメ130</li> </ul>
テーマ	廃棄物処理法上の行政手続き及び書類の電子化		
<b>1. 何が問題か？</b>			
産業廃棄物処理業ならびに産業廃棄物処理施設の許可申請にあたっては、当該業を行おうとする区域ならびに当該施設を有する区域を所管する都道府県知事、政令で定める市の長の許可を個々に取得する必要があり、膨大な事務処理が必要とされている。			
<b>2. どうすれば良いのか？</b>			
廃棄物処理法の許可手続きに係る全国的な情報システムを構築し、民間事業者がインターネットの活用により、複数の地方公共団体に対して申請手続きを一括して行うことができるようになれば（ワンストップサービスの実現）、民間事業者にとって使い勝手がよくなり、事務負担の大きな軽減につながる。			
<b>3. 選定の理由、改善による効果・影響等</b>			
①改善による直接的な効果			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理に係る作業の簡素化が図られる。</li> </ul>			
②他の規制等への波及効果、影響等			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各主体により様式等が異なる類似手続き等に対する波及効果が期待できる。</li> </ul>			
<b>4. 留意点等</b>			
①検討にあたって留意すべき点、関係法令等			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規制改革会議にて検討中</li> </ul>			
②関連する意見に対する各府省からのコメント			
提案者等	中条委員7（追加） パブコメ130（廃棄物処理法に係る許可手続きの電子化）		
（改善提案）	廃棄物処理法の許可手続きに係る全国的な情報システムを構築し、民間事業者がインターネットの活用により、複数の地方公共団体に対して申請手続きを一括して行うことができるようになれば（ワンストップサービスの実現）、民間事業者にとって使い勝手がよくなり、事務負担の大きな軽減につながる。		
関係府省回答 ー環境省	c：実施困難・不要 許可申請手続きの電子化については、廃棄物処理法上の許可情報等の地方公共団体間の共有や許可申請手続きの電子化等について、平成18年度から、排出事業者、廃棄物処理事業者や地方公共団体の意見を踏まえ検討を行いました。その結果、許可申請手続きの簡素化の手段として、電子化は将来的な許可申請の在り方の一つとしては考えられるが、まずは許可申請書類の簡素化や様式の統一化を図ることが優先であるとの結論が得られました。これを受け、平成20年3月31日付け通知において、産業廃棄物処理業の許可申請手続きに係る書類の統一化及び産業廃棄物処理業の許可申請等		

に係る先行許可証の活用について、周知を行っています。また、先行許可証の積極的活用については、担当者会議等でも適宜周知しているところです。

許可情報に係る地方公共団体間の共有化については、同じく関係者の意見を踏まえ検討を行った結果、情報漏洩対策等情報管理を確実に行うシステムの構築や申請書類の統一化といった課題を踏まえ、今後の具体的検討に移っていくべきとの結論が得られました。これを踏まえ、現在国がインターネット上で運用している産業廃棄物行政情報システムを充実すべくさらなる検討、改善に取り組んでいるところです。

なお、現在、平成 20 年 7 月に中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に設置した廃棄物処理制度専門委員会において、廃棄物処理制度に関する総合的な検討を行っており、その結論も踏まえ検討してまいります。

<追加質問 2-10>

許可申請書類の統一化は実際にどの程度進んでいるのかご教示下さい。

<回答>

廃棄物処理法上、許可申請には許可申請書及び添付書類が必要です。申請書は環境省令でその様式が定められており、ほとんどの自治体で省令で定める様式が使用されています。一方、添付書類については、省令等では様式が定められておらず、自治体によっては、法定の書類に加えて別の書類を求めている場合があるなど、統一化が進んでいない状況にあります。

こういった自治体の独自規制については、各自治体の裁量の範囲内と言えるものもありますが、環境省としても、「規制改革・民間開放推進三か年計画」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）において平成 17 年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」（平成 18 年 3 月 31 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長あて通知）において、添付書類について、標準の様式を示したほか、全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議等においても、各地方自治体に対し、標準様式への統一を図るよう周知しています。

番号	13	関連する意見の提案者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中条委員資料2</li> <li>・ パブコメ124</li> <li>・ パブコメ162</li> <li>・ パブコメ185</li> </ul>
テーマ	一般用医薬品のインターネット販売		
1. 何が問題か？			
<p>薬事法及び厚生労働省令により、一般用医薬品は「対面販売」が原則とされ、インターネットを含む郵便販売にはリスクが比較的低い「第3類医薬品」に限定された。これにより、それまでインターネットで購入していた利用者の利便性が低下するとともに、販売側の経営にも大きな影響を与えている。</p>			
2. どうすれば良いのか？			
<p>消費者の利便性と安全の確保を図った上で、第3類以外の一般用医薬品についても広く通信販売が可能となるような提供方策を検討し、薬事法施行規則を再改正する。</p>			
3. 選定の理由、改善による効果・影響等			
①改善による直接的な効果			
<p>消費者に対する医薬品の購入経路の拡大により、国民の健康維持に資する。</p>			
②他の規制等への波及効果、影響等			
4. 留意点等			
①検討にあたって留意すべき点、関係法令等			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」（厚生労働省）での議論を経て、省令改正</li> <li>・ 規制改革会議において検討中。昨年9月と本年5月に同事務局が実施したパブコメでは圧倒的多数の通信販売規制反対の意見が寄せられる。（本年5月には、総数1万件中97%が反対）</li> <li>・ 楽天、ヤフー等が150万人の規制反対の署名（電子署名）を集めるなど、世論の関心も高い。</li> <li>・ 薬事法第36条の5及び第36条の6</li> <li>・ 薬事法施行規則第15条の4、第159条の14,15,16等。</li> </ul>			

②関連する意見に対する各府省からのコメント	
提案者等	<p>中条委員資料2</p> <p>パブコメ124 (一般用医薬品のインターネットを含む通信販売規制の見直し)</p> <p>パブコメ162 (医薬品(市販薬)の情報提供における対面原則)</p> <p>パブコメ185 (一般用医薬品のインターネットを含む通信販売規制)</p>
(改善提案)	<p>第3類以外の一般用医薬品についても広く通信販売が可能となるような提供方法を検討し、薬事法施行規則を再改正する。</p>
関係府省回答 －厚生労働省	<p>c : 実施困難・不要</p> <p>薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第98号。)の基本的な考え方は、医薬品の販売に当たっては、郵便等販売であるか否かにかかわらず、購入者に対し、薬剤師又は登録販売者(以下「専門家」という。)が対面で情報提供を行って販売することにより、医薬品の安全・適切な選択使用を確保するというものであり、郵便等販売については、このことが確保される状況にはないため、専門家による販売時の情報提供が不要な第3類医薬品に限ることとしております。</p>
関係府省回答 －規制改革会議 ※パブコメ162	<p>e : 所管外</p> <p>ご指摘の一般用医薬品の郵便等販売については、規制改革会議として安全を確保した上でIT時代に相応しいルール整備をすべきとの見解を表明しておりますが、制度の所管は内閣府及び規制改革会議ではなく、厚生労働省です。</p>

番号	14	関連する意見の提案者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大江委員資料1</li> <li>・ 中条委員資料3</li> <li>・ 「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料5-5</li> <li>・ パブコメ1</li> <li>・ パブコメ122</li> <li>・ パブコメ152</li> <li>・ パブコメ171</li> </ul>
テーマ	慢性疾患安定期の電子メール等による遠隔診療と処方せんの遠隔交付		
1. 何が問題か？			
<p>現在の遠隔診療は、制限が厳しく、7種類の在宅診療患者に画像伝送を用いて助言・指導を行うこと以外については、明確には許可されていない。また、処方せんを発行してよいかについても明示されていない。</p> <p>また現状では、処方せんを対面かつ紙で交付することとされており、診療が遠隔で認められるようになっても処方ができるようになっていない。</p>			
2. どうすれば良いのか？			
<p>生活習慣病など慢性疾患の継続診療患者の安定期において継続診療している医者が診療する場合には、都市部、僻地、離島に関わらず、患者が希望する場合には医師の判断により電子メール等による遠隔診療を認めるよう制度を緩和し、かつ電送等により遠隔地に紙の処方せんの送付を可能とする、もしくはそれを実現すべく安全で確実な伝送方法の条件を示す。</p>			
3. 選定の理由、改善による効果・影響等			
①改善による直接的な効果			
地域医療連携における電子化が進む。			
②他の規制等への波及、影響等			
4. 留意点等			
①検討にあたって留意すべき点等			
<p>電子処方せんについては、平成16年当時、医療情報ネットワーク基盤検討会において、処方せんの電子化について慎重に検討すべきこととされた結果、このうち処方せんのみがe-文書法の適用対象外とされている。(診療に関する諸記録(処方せんを含む)について電子的保存は認められているが、処方せんの電子的交付は認められていない。)ただし、その後の電子化の進捗を踏まえ、平成20年7月の同検討会では、処方せんの電子化実現に向けた詳細な検討を行っていくこととされている。</p>			

②関連する意見に対する各府省からのコメント	
提案者等	大江委員資料 1
(改善提案)	一定の要件を満たした場合には、遠隔診療、電子処方箋発行の規制を緩和する。
関係府省回答 —厚生労働省	<p>b：改善提案を検討中、c：実施困難・不要</p> <p>①御指摘の遠隔医療の在り方については、厚生労働省及び総務省の下に設置した「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」の「中間とりまとめ」（平成 20 年 7 月）に基づき、総務省において実証事業を実施しているところであり、それらの結果を踏まえ取り組んでいくこととしていることから、現状における御提案の措置の実施は困難であると考えております。</p> <p>②院外処方せんの電磁的記録による交付及び作成については、電子化した処方せんの閲覧環境の整備、記述様式やコードセットの標準化、障害時の対応、どの時点を以って交付等が成立したとするか等についての法解釈の変更を含めた対応など、検討すべき点が数多くあり、現状における御提案の措置の実施は困難と考えております。</p> <p>なお、医療情報ネットワーク基盤検討会において、レセプトオンラインの仕組みや、現在検討中の社会保障カード（仮称）、国民電子私書箱（仮称）を活用した運用を目指すべきであり、これらの基盤が整備されていない中で、処方せんの電子化を認めることは全体最適や医療全体のコスト引き下げの観点から望ましくないとの提言を受けたところであり、今後の技術や各種施策の進展を見据えつつ、真に有益な処方せんの電子化の実現に向けて、詳細な検討を行っていくことが必要であると考えており、現状における御提案の措置の実施は困難であると考えております。</p>
関係府省回答 —総務省	<p>b：改善提案を検討中</p> <p>「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」（総務大臣及び厚生労働大臣の共同懇談会）の提言を踏まえて、昨年 10 月より実施している遠隔医療モデル事業（全国 10 カ所）の成果等に基づき、対面診療の補完とされている遠隔医療の位置づけの見直し、遠隔医療の実施可能な範囲の拡大を検討してまいりたいと考えております。</p>
提案者等	「IT 戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料 5 - 5
(改善提案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠隔診療を対面診療の補完という位置づけから見直すとともに対象疾病の明示的な範囲を拡大。</li> <li>遠隔診療加算や各種検査の診療報酬が認められ、非遠隔医療の実施に係る経費負担に見合う診療報酬等の収入が確保されることにより、医師の遠隔医療実施のインセンティブとなり、遠隔診療の普及が期待。</li> <li>患者と対面する医師を遠隔サポートする医療機関へのインセンティブ付与を実現する</li> </ul>
関係府省回答 —厚生労働省	<p>b：改善提案を検討中、c：実施困難・不要</p> <p>ご指摘の遠隔医療の在り方については、厚生労働省及び総務省の下に設置した</p>

	<p>「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」の「中間とりまとめ」（平成 20 年 7 月）に基づき、総務省において実証事業を実施しているところであり、それらの結果を踏まえて検討することを予定しております。</p> <p>遠隔画像診断については、送信側、受信側が一体となって医療サービスを提供しており、患者の支払いの利便性の観点から送信側の保険医療機関において、費用を算定できることとし、受信側の保険医療機関の費用については、医療機関相互の合議に委ねることとしています。</p> <p>ご指摘の遠隔画像診断をサポートする医療機関（受信側医療機関）も診療報酬を算定できることとするについては、患者は一つの医療サービスに対し、2つの医療機関に対して支払いをしなければならなくなるため、対応は困難であると考えます。</p>
関係府省回答 —総務省	<p>b：改善提案を検討中</p> <p>「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」（総務大臣及び厚生労働大臣の共同懇談会）の提言を踏まえて、昨年 10 月より実施している遠隔医療モデル事業（全国 10 カ所）の成果等に基づき、対面診療の補完とされている遠隔医療の位置づけの見直し、遠隔医療の実施可能な範囲の拡大を検討してまいりたいと考えております。</p>
提案者等	パブコメ 1（医師法 20 条（無診療治療等の禁止））
（改善提案）	テレビ会議システムがセキュリティ上遠隔診療に適用可能であることを実証試験により確認し、遠隔診療が認められる範囲を拡大する。
厚生労働省	<p>b：改善提案を検討中</p> <p>ご指摘の遠隔医療の在り方については、厚生労働省及び総務省の下に設置した「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」の「中間とりまとめ」（平成 20 年 7 月）に基づき、総務省において実証事業を実施しているところであり、それらの結果を踏まえて検討することを予定しております。</p>
総務省	<p>b：改善提案を検討中</p> <p>「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」（総務大臣及び厚生労働大臣の共同懇談会）の提言を踏まえて、昨年 10 月より実施している遠隔医療モデル事業（全国 10 カ所）の成果をはじめとして、遠隔医療の有効性・安全性に関するエビデンスの収集・蓄積に努め、対面診療の補完とされている遠隔医療の位置づけの見直し、遠隔医療の実施可能な範囲の拡大や、遠隔医療に対する診療報酬の活用などを検討し、遠隔医療の円滑な普及を実現してまいりたいと考えております。</p>
提案者等	<p>中条委員資料 3</p> <p>パブコメ 1 2 2（特定検診の保険指導における ICT を活用した遠隔面談の実現）</p> <p>パブコメ 1 5 2（特定健診の保健指導における TV 会議を活用した遠隔面談の実</p>

	現、及び支援ポイントの加算)
(改善提案)	初回面談における遠隔面談の実施、初回面談以降の継続支援において遠隔面談と直接面談を同等のポイントとすることで、ITを活用した遠隔面談を直接面談と同等の措置として認める。
関係府省回答 —厚生労働省	<p>b：改善提案を検討中</p> <p>遠隔面談の有効性の検証を進めるにあたっては、有効性を確認するための実証的なデータや、特定保健指導の実施状況、特定保健指導対象者の負担の程度等も踏まえながら、検討を行う必要があるものと考えております。</p> <p>厚生労働省としては、遠隔面談の保健指導の有効性等について、検証に必要なデータの提供等、提案者から必要な協力を得つつ、それらを踏まえて検証し、その結果、有効性等が確認された場合には、全体的な特定保健指導制度の見直しに関する検討状況も見ながら、要望の措置について検討してまいりたい。</p>
提案者等	パブコメ171（遠隔医療の普及・促進に向けた規制緩和）
(改善提案)	<p>対面診療の原則は保持すべきと考えるが、慢性患者へのフォローに関しては生活習慣病指導料等を柔軟に活用できるようにする。</p> <p>遠隔医療として認められている遠隔読影・遠隔病理診断に関しても、診療報酬にて依頼側と受け手側との配分を制度上、明確に規定する。</p>
関係府省回答 —厚生労働省	<p>b：改善提案を検討中、c：実施困難・不要</p> <p>ご指摘の遠隔医療における診療報酬上の取扱いについては、「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」でのモデル事業の結果や関係者のご意見を伺いながら検討してまいりたい。</p> <p>また、遠隔画像診断については、送信側、受診側一体となって医療サービスを提供しており、患者の支払いの利便性の観点から送信側の保険医療機関において、費用を算定できることとし、受信側の保険医療機関の費用については、医療機関相互の合議に委ねることとしています。</p> <p>なお、この費用の配分については、医療機関相互の自由な契約により決められるべきであり、国において一律に規定することは適当でないと考えております。</p>
提案者等	大江委員（追加質問2-4）
(追加質問)	<p>(1) 厚生労働省通達（健政発第1075号・医政発第0331020号）「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」</p> <p>① 別表に示された7類型の疾病以外の疾病に関する遠隔診療は、2 留意事項(3)イ「別表に掲げる遠隔診療など」の「など」に含まれますか。</p> <p>② 2(3)イで遠隔診療が認められる場合として、それぞれの疾病をもつ患者に対し「テレビ電話等情報通信機器を通して」「観察を行い」とあるが、電子メールにより必要な観察を行った場合は認められますか。</p>

	③ 2 (3) イで遠隔診療が認められる場合として、「継続的助言・指導を行うこと」とあるが、「助言・指導」を踏まえた診療行為の中に医薬品の処方含まれますか。
関係府省回答 —厚生労働省	診療は、直接の対面診療が原則ですが、直接の対面診療による場合と同等ではないにしてもこれに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、別表に示された疾病以外の疾病について遠隔診療を行うこと、電子メールによる遠隔診療を行うこと、医薬品の処方を遠隔医療により行うことが、直ちに医師法第 20 条に抵触するものではありません。
提案者等	大江委員（追加質問 2－5）
（追加質問）	（2）厚生労働省通達（保医発第 0305001 号）「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」 第一部 初・再診料 第二節 再診料 A001 再診料 （5）電話等による再診 イ に基づいて、視聴覚障害者以外の患者の患者からファクシミリ又は電子メール等により間接的に治療上の意見を求められた場合に、当該患者に対し必要な指示をしたときは、再診料は算定できますか。（電話、テレビ画像等を通じた再診については、「聴覚障害者以外の患者に係る再診については、ファクシミリ又は電子メール等によるものは含まない。」として、ファクシミリ又は電子メール等が除外されている。）
関係府省回答 —厚生労働省	診療は、直接の対面診療が原則ですが、例外的に、電話やテレビ画像等のより対面診療に近い媒体を通じた再診により患者の状態等を適切に把握し治療上適切な指示をした場合に限り、再診料の算定を可能としています。しかし、聴覚障害者の場合には電話での再診は不可能であるため、更なる例外として、ファクシミリや電子メール等による再診についても再診料の算定を認めているところです。 このようにファクシミリや電子メール等による再診料の算定は極めて例外的に認められているものであり、聴覚障害者以外の患者に対するファクシミリや電子メール等による再診の場合には、再診料の算定はできません。

番号	15	関連する意見の提案者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大江委員資料2</li> <li>・ 中条委員資料4</li> <li>・ 「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料5-5</li> </ul>
テーマ	医療機関間での電子媒体による診療情報の提供		
1. 何が問題か？			
<p>患者の紹介を行う場合、紹介元医療機関からの医療画像データのCD等の媒体による診療情報の提供に関し、標準形式になっていないため容易に利用できず、受け渡すデータが膨大になり必要となる情報の抽出に手間を要する、またはデータ受け取りに関する費用徴収が困難など、診療情報受領側の医療機関にとって負担になっている。</p>			
2. どうすれば良いのか？			
<p>(患者経由での) 紹介元医療機関から紹介先医療機関に対する診療情報授受に関し、データ形式の標準化を進めるため、標準化形式で診療情報が払い出された場合に限り患者からの費用徴収を認めるとともに、標準化されていない診療情報を医療機関が受領する場合には、患者からの手数料徴収を認める等のインセンティブを措置する。</p>			
3. 選定の理由、改善による効果・影響等			
①改善による直接的な効果			
<p>地域医療連携における電子化が進む。</p>			
②他の規制等への波及、影響等			
<p>データ形式の標準化を推進するための経済的インセンティブが広く適用されることにより、地域医療のみならず疫学的調査等医療分野における情報流通の円滑化が期待できる。</p>			
4. 留意点等			
①検討にあたって留意すべき点等			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療情報授受に関しては、診療報酬提供書についてはHL7において規格化されているが、DICOM規格に完全に準拠していない画像がある、あるいは画像データの整理順、ブラウザがばらばらといった課題が存在。</li> </ul>			

②関連する意見に対する各府省からのコメント	
提案者等	大江委員資料 2
(改善提案)	<p>①提供する電子データ形式が標準化されている場合にも患者に経費を請求できるように変更する</p> <p>②受領した電子診療情報の紹介先医療機関における診療記録上の位置づけを明確にし、その保存義務の有無と記録指針を明確にする</p> <p>③受領したデータを保管する場合にも、外部機関への保管を可能とする</p> <p>④標準的な記録形式で受領した電子診療情報を診療に活用した場合や、診療に再利用できる形で自機関で電子的に保存した場合には、診療報酬上のインセンティブを付与するかまたは別に料金を設定して患者から徴収することが可能とする</p>
関係府省回答 —厚生労働省	<p>c : 実施困難・不要</p> <p>①ご指摘の紹介先医療機関に対して電子的に診療情報を提供した場合の診療報酬上のインセンティブの付与については、それにより患者が受ける利益が明確ではないため、実施は困難と認識しております。</p> <p>②電子診療情報については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(第4版平成21年3月)において、指針を示しているところであり、御提案の措置の実施は不要であると考えております。</p> <p>③診療録等の外部保存については、「診療録等の保存を行う場所について」(平成14年医政発0329003号厚生労働省医政局長・保険局長連盟通知)において、現在でも一定の条件の下、診療録等の外部保存が可能となっていることから、御提案の措置の実施は不要であると考えております。</p> <p>④診療報酬とは別に患者から料金を徴収することについても、診療情報提供そのものを診療報酬上評価している場合には、一部負担金以上のものを患者から徴収することとなり、実施は困難であると認識しております。</p>
関係府省回答 —総務省	<p>b : 改善提案を検討中</p> <p>現在、健康情報活用基盤実証事業において、診療情報等の健康情報を誰もが状況に応じたネットワークを介して、安全・安心にアクセスすることが可能なセキュアで利便性の高いネットワーク技術の実証を行っているところである。</p>
提案者等	<p>中条委員資料 4</p> <p>「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料 5-5</p>
(改善提案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠隔診療を対面診療の補完という位置づけから見直すとともに対象疾病の明示的な範囲を拡大。</li> <li>遠隔診療加算や各種検査の診療報酬が認められ、非遠隔医療の実施に係る経費負担に見合う診療報酬等の収入が確保されることにより、医師の遠隔医療実施のインセンティブとなり、遠隔診療の普及が期待。</li> <li>患者と対面する医師を遠隔サポートする医療機関へのインセンティブ付与を実</li> </ul>

	現する
関係府省回答 —厚生労働省	<p>b : 改善提案を検討中、 c : 実施困難・不要</p> <p>ご指摘の遠隔医療の在り方については、厚生労働省及び総務省の下に設置した「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」の「中間とりまとめ」（平成 20 年 7 月）に基づき、総務省において実証事業を実施しているところであり、それらの結果を踏まえ取り組んでいくこととしていることから、現状における御提案の措置の実施は困難であると考えております。遠隔画像診断については、送信側、受診側が一体となって医療サービスを提供しており、患者の支払いの利便性の観点から送信側の保険医療機関において、費用を算定できることとし、受信側の保険医療機関の費用については、医療機関相互の合議に委ねることとしています。</p> <p>ご指摘の遠隔画像診断をサポートする医療機関（受信側医療機関）も診療報酬を算定できることとするについては、患者は一つの医療サービスに対し、2つの医療機関に対して支払いをしなければならなくなるため、対応は困難であると考えます。</p>
関係府省回答 —総務省	<p>b : 改善提案を検討中</p> <p>「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」（総務大臣及び厚生労働大臣の共同懇談会）の提言を踏まえて、昨年 10 月より実施している遠隔医療モデル事業（全国 10 カ所）の成果等に基づき、対面診療の補完とされている遠隔医療の位置づけの見直し、遠隔医療の実施可能な範囲の拡大を検討してまいりたいと考えております。</p>
提案者等	大江委員（追加質問 2 - 6）
（追加質問）	<p>紹介元医療機関が電子的媒体により患者の診療情報を提供し、（患者経由で）紹介先医療機関が受領した場合、その診療情報について紹介先医療機関における診療記録（医師法第 24 条に基づく「診療録」又は医療法第 21 条に基づく「診療に関する諸記録」）としての保存義務はありますか。（紹介元医療機関には、同じ診療情報について診療記録としての保存義務があると認識。）具体的には、紹介元医療機関が作成し紹介先医療機関が受領した患者の診療情報は、上記「診療録」又は「診療に関する諸記録」に該当しますか。</p>
関係府省回答 —厚生労働省	<p>患者の紹介を受けた病院が、紹介元の医療機関より、医療法第 21 条第 1 項第 9 号の規定する診療に関する諸記録に該当する記録の提供を受けた場合については、同条の適用により、当該記録を保存する義務を負うこととなります。なお、患者の紹介を受けた診療所が、紹介元の医療機関より、上記の記録の提供を受けた場合、及び患者の紹介を受けた医療機関が、紹介元の医療機関より、上記の記録以外の記録の提供を受けた場合については、提供を受けた記録を保存する義務を負うことにはなりません。</p>

提案者等	大江委員（追加質問 2－6 追加）
（追加質問）	<p>紹介先医療機関において、紹介元医療機関から払い出された患者の診療情報の保存義務がないと仮定して、患者が紹介先医療機関において電子的に提供されたこれらの診療情報を保存することを希望する場合に、「療養の給付に直接関係ないサービス」のひとつとして、紹介先医療機関が同診療情報を預かることについて、保険外料金を設定して患者から料金徴収を行って差し支えありませんか。</p>
関係府省回答 —厚生労働省	<p>保険医療機関の遵守すべき療養担当規則においては、第 9 条において、「保険医療機関は、療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から 3 年間保存しなければならない。」と規定しており、他医療機関からの紹介状もしくはそこに記載されている情報は、療養の給付に関する書類その他の記録に該当するものである。従って、保険医療機関であれば、当該情報の保存について患者から別途料金徴収を行ってはならない。</p>

番号	16	関連する意見の提案者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国領委員資料「医療関係」</li> <li>・ 大江委員資料3</li> <li>・ 「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料5-4</li> <li>・ パブコメ169</li> </ul>
テーマ	患者の健康情報の利活用に関する規制の緩和		
<b>1. 何が問題か？</b>			
<p>研究を目的とした場合においても、患者のカルテ情報等を本人の診療歴とひもづけ可能な形で利活用する場合、現状では匿名化していない患者の個人情報のままで取り扱わざるを得ないため、都度患者の同意が必要となり、健康情報の蓄積が困難となることにより「医学発展のための研究」が妨げられている。</p> <p>一方、これらの問題を解決する一つ的手段として、全国規模で集積したレセプトデータ、特定健診（メタボ健診）結果の情報の活用が期待されているが、現状、健康概要情報や死亡日付など、研究用途で有用な情報を統合的に扱うことはされていない上に、医療費の適正化を目的としてのみ厚生労働省が調査・分析できるものであり、研究者による疫学的な活用ができていない。</p>			
<b>2. どうすれば良いのか？</b>			
<p>臨床研究を目的とした場合等一定の要件を満たした場合においては、医療機関等での公示通知により「個人情報の保護に関する法律」第23条の患者同意を得たとみなし（オプトアウト方式）、患者のカルテ情報等の利活用および情報提供を可能とする。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律に基づき厚生労働省が収集しているレセプトデータ、特定健診結果の情報については、利用範囲が学術的、疫学的利用にまで拡大される見込みであることを踏まえ、健康概要情報や死亡日付等、すでに医療機関等で情報収集を行うための枠組みが講じられている情報であって疫学的研究の観点から有用なものを併せてデータベース化することを検討する。</p>			
<b>3. 選定の理由、改善による効果・影響等</b>			
<b>①改善による直接的な効果</b>			
<p>疫学的研究に必要とされる健康情報を統合的に取り扱う情報基盤が整備されることにより、それらを利活用した多様な医学研究が進み、我が国の医療サービスの質の向上が図られる。</p>			
<b>②他の規制等への波及、影響等</b>			
<p>個人情報に配慮した全国大でのデータ解析への道を開くこととなることから、都度患者の同意を取ることが不要となり、健康情報の蓄積が円滑化されることが期待される。</p>			
<b>4. 留意点等</b>			
<b>①検討にあたって留意すべき点等</b>			
<p>医療分野においては非常にセンシティブな情報を扱うために、匿名化は非常に重要である。ただし、疫学的研究の観点からは、特定の患者の状況を時系列を追って追跡できることが必要であることから、現状では患者の個人情報として取り扱わざるを得ない状況にある。</p> <p>本件は日本版 EHR(仮称) の実現においても非常に重要な事項である。</p>			

②関連する意見に対する各府省からのコメント	
提案者等	大江委員資料3
(改善提案)	事前アプトアウト方式による主要な健康概要情報および死亡日付の疫学用匿名化データベースへの登録、そのデータ形式の標準化、研究者や研究機関・学術団体による同データベース適正利用手続きの制度の策定を検討する。
関係府省回答 －厚生労働省	b：改善提案を検討中 ご指摘の国で保有することとなるレセプトデータ・特定健診等データについては、現在、具体的な活用ルールを検討しているところです。
関係府省回答 －総務省	b：改善提案を検討中 現在、健康情報活用基盤実証事業において、診療情報等の健康情報を誰もが状況に応じたネットワークを介して、安全・安心にアクセスすることが可能なセキュアで利便性の高いネットワーク技術の実証を行っているところである。
提案者等	國領委員資料「医療関係」 「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料5-4
(改善提案)	高齢者の医療の確保に関する法律で規定しているレセプトデータ、特定健診結果の情報の利用目的の範囲を学術的、疫学的利用にまで拡大する
関係府省回答 －厚生労働省	b：改善提案を検討中 ご指摘の国で保有することとなるレセプトデータ・特定健診等データについては、現在、具体的な活用ルールを検討しているところです。
提案者等	パブコメ169（匿名化された患者の医療情報の利活用に関する規制の緩和）
(改善提案)	臨床研究を目的とした患者の医療情報の取扱いについて、オプトアウト方式を認め、また研究者によるその業務の一部の委託について認める。
関係府省回答 －内閣府（消費者庁）	e：所管外 個人情報保護法は、個人情報事業の用に供する者を広く対象として、個人情報の取扱いに関して共通する必要最小限のルールを定めたものであり、同法において特定分野の規制を緩和することは、法の趣旨になじまないものと考えられる。 医療情報の具体的な取扱いについては、事業分野の特性を踏まえ、厚生労働省が定めるガイドラインによって規定されているが、個人情報の保護に関する基本方針においても、医療分野については、個人情報の性質や利用方法等から特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野と位置付けられており、各省庁において、個人情報を保護するための格別の措置を講じるものとされているところである。

<p>関係府省回答 －厚生労働省</p>	<p>c：実施困難・不要</p> <p>匿名化された患者の医療情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成 16 年 12 月 24 日通達、平成 18 年 4 月 21 日）による規制の対象とはなりません。したがって、個人情報取扱事業者たる医療機関は、匿名化された患者の医療情報を、当該患者の明示の同意を得ずに、研究を目的とする第三者に提供することができることから、御提案の措置の実施は不要と考えております。</p> <p>なお、匿名化されていない患者の医療情報については、当該情報が個人情報に該当する場合、医療に関わる個人情報が、国民から高いレベルでの保護を求められるものであることから、同ガイドラインにより、個人情報取扱事業者たる医療機関が、患者本人の明示の同意を得ずに、研究を目的とする第三者に、保有する患者の個人情報を提供することを禁止しております。</p> <p>&lt;追加質問 2－3&gt;</p> <p>保険者が保有する特定健診結果又はレセプトデータは、匿名化した後であれば外部提供は可能であるが、過去の履歴とひも付け可能な形での匿名化が認められるかが明らかではない等の理由により実態的に研究利用は進んでいない。保険者が保有するこれらの情報に関し、個人情報としての取り扱いを要さないための匿名化の判断基準を保険者に対して提示すべきではないでしょうか。</p> <p>&lt;回答&gt;</p> <p>「過去の履歴とひも付け可能な形での匿名化」とはどのような加工方法を想定されているのかが不明ですが、健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインにおいては、健康保険組合等に対し、特定の個人を識別することができないよう匿名化されたものは個人情報保護法の規制の対象となる個人情報に該当しないこと、当該個人と関わりのない符号又は番号を付すことを匿名化の手法の一つとして周知しているところです。</p>
--------------------------	--

番号	17	関連する意見の提案者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料5-3</li> <li>・ パブコメ155</li> </ul>
テーマ	匿名化された個人の情報の活用		
<b>1. 何が問題か？</b>			
<p>民間事業者から見て、個人情報保護法が適用される範囲の判断がつきにくいいため、匿名化された携帯電話のアクセス情報、位置情報等の情報が十分に活用できていない。</p>			
<b>2. どうすれば良いのか？</b>			
<p>個人情報を匿名化して個人を特定できないようにした情報等に関する個人情報保護法上の解釈を明確化することで、匿名化された情報等が活用できるようになり、クリエイティブな新市場の創出の環境整備に寄与する。</p>			
<b>3. 選定の理由、改善による効果・影響等</b>			
<b>①改善による直接的な効果</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的には、個人情報を匿名化処理した場合に、匿名化した情報を第三者へ提供する場合には、情報提供を受ける第三者の側では個人を特定することができない形でマーケティング等に活用が可能となる。</li> <li>・ 携帯電話のアクセス情報、位置情報などを活用した新たなサービスの市場創出が期待される。</li> </ul>			
<b>②他の規制等への波及、影響等</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レセプトデータ、特定健診結果などの情報の匿名化により、健康情報などの疫学的利用への用途拡大の検討に資する。</li> <li>・ その他、個人情報の匿名化による統計的利用などの検討に資する。</li> </ul>			
<b>4. 留意点等</b>			
<b>①検討にあたって留意すべき点等</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済産業省「パーソナル情報研究会」報告書（平成20年11月）において、「個人情報保護制度の境界線上の問題」における「個人情報の範疇の明確化と例示」として、「個人情報（個人データ）のうち、特定の個人を識別できるデータ「個人識別性データ」と、特定の個人を識別できないデータ「非個人識別性データ」との区分について、ガイドラインやQ&amp;Aで範疇の具体的例示や類型化した事例の提示等により明確化することが求められる。」としている。</li> </ul>			

②関連する意見に対する各府省からのコメント	
提出者等	「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料5-3
(改善提案)	個人情報を匿名化して個人を特定できないようにした情報等に関する個人情報保護法上の解釈を明確化することで、匿名化された情報等が活用できるようになり、クリエイティブな新市場の創出の環境整備に寄与する。
関係府省回答 -総務省	b:改善提案を検討中 御指摘のような情報の利活用については、現在、有識者を集めた研究会を開催し、必要な措置について検討を進めているところです。
関係府省回答 -経済産業省	f:その他 匿名化情報については、ガイドライン改正の可否を含め、その取扱いについて検討したい。
提出者等	パブコメ155(個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」)第2条第1項に定められる「個人情報」の定義)
(改善提案)	総務省や経済産業省の示すガイドライン等に匿名化された個人に関する情報が適用対象外であることを明記する。
関係府省回答 -内閣府(消費者庁)	d:事実誤認 個人情報保護法では、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるものを「個人情報」としている。また、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも「個人情報」に含まれる。そのため、特定の個人を識別することができない匿名化された個人に関する情報が、本法の適用対象外であることは明白である。 各省庁のガイドライン等に、匿名化された個人に関する情報が本法の適用対象外であることを明記するか否かについては、事業分野ごとの特性を踏まえ、各省庁の判断によってガイドラインで規定されるものである。
関係府省回答 -総務省	b:改善提案を検討中 御指摘のような情報の利活用については、現在、有識者を集めた研究会を開催し、必要な措置について検討を進めているところです。
関係府省回答 -経済産業省	f:その他 匿名化情報については、ガイドライン改正の可否を含め、その取扱いについて検討したい。

番号	18	関連する意見の提案者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料5-7</li> <li>・「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料5-8</li> <li>・国領委員資料「国が所有する情報の公開」</li> </ul>
テーマ	政府統計全般、国勢調査のデータの活用		
<b>1. 何が問題か？</b>			
<p>行政機関の長が実施する統計調査のデータの二次利用に制限がかかっているため、これらの貴重なデータが民間部門等で十分に利活用されていない。特に、国勢調査の結果が、ローデータを含めて完全に開示されておらず、民間部門で十分利活用されていない。</p>			
<b>2. どうすれば良いのか？</b>			
<p>個人情報等にも配慮しつつ、データの二次利用の制約を緩和することにより、学術部門、民間部門等で活用できるようにする。特に、国勢調査の情報を、個人や世帯が特定されない範囲で個人情報を秘匿した上で開放する（ローデータでなく、データ加工を政府がサービス提供する選択肢もあり）。</p>			
<b>3. 選定の理由、改善による効果・影響等</b>			
①改善による直接的な効果			
<p>一般国民、企業や学術関係者等が、政府の統計データを容易に入手の上、利用できるようになり、様々な分野において、民間部門のコストダウンや調査研究の活性化等に資する。</p>			
②他の規制等への波及硬貨、影響等			
<p>他の行政機関が保有する情報の提供につながる可能性がある。</p>			
<b>4. 留意点等</b>			
①検討にあたって留意すべき点、関係法令等			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国勢調査等の膨大なデータ情報を秘匿する処理には相当のコストがかかると推測される。</li> <li>・ 統計データの結果を無制限に公表することが、調査拒否等、統計調査の実施の障害となる可能性がある。</li> <li>・ 基幹統計については調査への回答が義務付けられているところ、営利目的等でのデータの二次利用が当該義務との関係で適切か検討の余地がある。</li> </ul>			

②関連する意見に対する各府省からのコメント	
提出者等	<p>国領委員資料「国が所有する情報の公開」 「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料5-7</p>
(改善提案)	<p>①センシティブ情報がほとんど問題にならない業務統計や調査統計については、ローデータでの提供も可能にする。あるいは、提供対象について、「医療・福祉の発展に資すると認められる場合」や「防災・事故の防止に資すると認められる場合」など、ある程度公共性の高い目的がある場合についても拡大し、民間企業等であっても活用できる仕組みにできないか</p> <p>②e-statの充実（基幹統計以外も対象にしたe-statへの統計データ集約の徹底、e-statで集計項目を任意で選んでクロス集計表を作成できるデータの対象拡大、統計分析エンジンの改良）</p>
関係府省回答 -総務省	<p>d：事実誤認</p> <p>①複数の統計調査を統合し1つの統計調査とする「経済センサス」の創設など、既に統計調査の集約に関する取組を進めているほか、4つの府省にまたがる生産動態統計を統合する等ことについて、去る3月13日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」に施策として盛り込むなど、引き続き、統計調査の集約化にも取り組むこととしていること、</p> <p>②また、4月1日に全面施行された統計法に基づき、オーダーメイド集計や匿名データ（統計調査によって集められた情報を個人や企業が特定できない形に加工したもの）の提供に関して、学術研究目的等に利用する民間部門も対象としたサービスの提供を開始していること</p> <p>以上2点の理由からご指摘の問題は解決していると考えます。</p>
提出者等	<p>国領委員資料「国が所有する情報の公開」 「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料5-8</p>
(改善提案)	<p>国勢調査の情報を、個人や世帯が特定されない範囲で個人情報を秘匿した上で開放する（ローデータでなく、データ加工を政府がサービス提供する選択肢もあり）</p>
関係府省回答 -総務省	<p>d：事実誤認</p> <p>国勢調査の集計結果については、統計法に基づきすべて公表しており、インターネット（政府統計の総合窓口： <a href="http://www.e-stat.go.jp">http://www.e-stat.go.jp</a>）や統計報告書等を通じて提供しています。</p> <p>国勢調査の調査票情報については、統計法に基づき、行政機関等に対し、統計の作成等を行うために提供をしています。</p> <p>また、平成21年度当初より、一般からの委託に応じて、国勢調査の調査票情報を用いた統計の作成（オーダーメイド集計）を開始し、独立行政法人統計センターに委託してサービスを提供しています。</p> <p>（<a href="http://www.stat.go.jp/info/tokumei/index.htm">http://www.stat.go.jp/info/tokumei/index.htm</a> を御覧ください。）</p> <p>これらの状況を踏まえつつ、国勢調査の匿名データを作成・提供することについて検討することとしています。</p>

提出者等	國領委員（追加質問 2－7）
追加質問	<p>(1) e-stat に移行されていない各省の統計数値についても、PDF でしか公開していないものや刊行物しか作成していないもの等があるが、加工可能な形で開放を進めるべきではないか。</p> <p>(2) 新統計法で二次利用の促進に向けた条文が盛り込まれており、「民間部門も対象」とされているものの、審査により NG となることが多く、一部の学者（特に国立）が有利に入手できるという実態がある。是正すべきではないか。</p> <p>(3) オーダーメイド集計については委託申請者に制限がある上、有料でありハードルが高い。ローデータがあれば自分たちでできることに対し対価を払うことになり不合理。米国等に倣いローデータの開放を進めるべきではないか。</p>
関係府省回答 －総務省	<p>(1) について</p> <p>「統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成 18 年 3 月 31 日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）」では、①各府省は、平成 20 年度から、所管の統計について、公表する統計表を表計算ソフト（Excel 等）で利用可能な形式により作成し、統計表管理システム(e-Stat)からの提供をするものとする、②各府省のホームページにおいて提供する統計表については、平成 21 年度末までに統計表管理システム(e-Stat)からの提供に移行するものとする」とされている。</p> <p>平成 20 年度統計調査等業務の業務・システム最適化実施評価報告書（平成 21 年 8 月 31 日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の評価に基づき、引き続き、表計算ソフトで利用可能な形式による統計表の電子的提供について推進しているところ。</p> <p>(2) について</p> <p>新統計法で新たに制度化された委託による統計の作成等（法第 34 条）、匿名データの作成・提供（法第 35 条、36 条）は、学術研究目的、高等教育目的であればサービスを提供するものであり、ご指摘は当たらないものと考えています。</p> <p>(3) について</p> <p>匿名データは、調査票情報を特定の個人・法人が識別できないように加工した情報であり、この匿名データについては、前述のとおり、学術研究目的、高等教育目的であれば提供を行っています。</p> <p>一方、統計調査については、調査対象の方の統計調査に対する信頼を確保し、統計調査に適切に回答いただき正しい統計を作成するため、統計法によって守秘義務や法の定めた利用範囲以外の利用の禁止等の一定の制限も設けており、無制限の調査票情報の開放は、統計制度に対する国民の信頼を崩壊させ、信頼に基づく国民の調査協力が得られなくなる恐れがあるものと考えています。</p>

番号	19	関連する意見の提案者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国領委員「自動車関係」</li> <li>・ 「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料5-9</li> <li>・ パブコメ118</li> </ul>
テーマ	自動車関連情報の参照（自動車の各種履歴情報の利活用に関する規制の緩和）		
<b>1. 何が問題か？</b>			
<p>＜国領委員9、パブコメ118＞</p> <p>① 現在、利用可能な国土交通省の自動車登録検査情報（MOTAS 情報）、軽自動車検査情報は、情報が限定的で不便。省庁保有の自動車に関する履歴情報（国交省のリコール情報、警察庁の事故情報や盗難情報、消防庁の車両水没情報など）が統一的に管理、公開されていないため、中古車市場における中古車の評価が適正に行われず、市場が活性化していない。米国では全て開放されている。</p> <p>＜パブコメ118＞</p> <p>② MOTAS 情報は、データ利用料が高額で、我が国の登録車両7900万台のデータを取得する為には、初期コストとして最低6億円、更新情報は1件あたり11,205円を払い続ける必要がある。軽自動車検査サービス提供も同様。</p> <p>③ MOTAS 情報のデータは、直近4ヶ月の情報しか公開されず、登録初年度からの車両履歴情報が確認できない。</p>			
<b>2. どうすれば良いのか？</b>			
<p>① MOTAS 情報以外に関係機関（警察庁、国土交通省、総務省、損害保険会社、自動車ディーラー、独立系整備工場、中古車販売会社等）が保有する自動車の製造、販売、登録、保守、保険利用、日々の利用、リコール、盗難、事故、水没情報などの各種データを開放し、DBとして一元管理することで、利用者が必要な情報を入手できるようにする。</p> <p>② MOTAS 情報の利用者の支払える現実的な手数料レベルを考慮し、初期のシステム接続に要する費用として数百万円程度、継続的な更新データの自動配信で数万円／月程度の設定とする。</p> <p>③ 個人情報を除き、全ての情報について電子データとして開放する。</p>			
<b>3. 選定の理由、改善による効果・影響等</b>			
<b>①改善による直接的な効果</b>			
<p>① 自動車の過去の履歴が公開されることにより、中古車品質情報の透明化が図られ、中古車売買が活性化すると共に、品質の悪い中古車の流通を排除できる。</p> <p>② 利用者の負担が下がる事により、関連ビジネスの新規参入が促され、自動車市場が活性化する。</p> <p>③ 同①に併せ、関連業務の効率化を図ることができる。</p>			

②他の規制等への波及効果、影響等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車に関する情報を保有する関係者が官民ともに大変多いことから、官民連携の良い先例となる。</li> </ul>	
4. 留意点等	
①検討にあたって留意すべき点、関係法令等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>中古車売買は国民生活の中で頻繁にあるものではなく、国民がこの改善に対してメリットを感じるのか不明。</li> <li>本 DB の構築には民間保有の情報提供も必要になるが、民間各社の保有情報はお客様情報として各社の財産と思われ、各社が提供に合意するのか不明。</li> </ul>	
②関連する意見に対する各府省からのコメント	
提出者等	國領委員「自動車関係」 「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料5-9
(改善提案)	「どうすれば良いのか？」①のとおり
関係府省回答 —国土交通省	c : 実施困難・不要 国土交通省の管理する自動車の検査登録情報は、個人を識別する情報であり、個人情報保護に留意しながら例外として、リコール、国・地方自治体の公益性のある事務・事業の場合及び本人の同意がある場合等の一定の制限を付けて利用者に提供しているところである。したがって、ご指摘の自動車情報管理の一元化の実施については、個人情報保護の観点から問題が多く、無制限に提供する性格のものではないと考えております。一方、中古車市場においてはすでに民間機関が中心に中古車評価を適正に行っているところであるものと認識しております。
関係府省回答 —警察庁	c : 実施困難・不要 警察庁においては、交通の安全と円滑に資する目的のもと、全国的な交通事故の発生状況について情報を収集・分析し、公開していますが、個々の自動車の車体番号は収集しておらず、「自動車の事故履歴」というものは把握していないため、ご要望に応じることはできません。
関係府省回答 —経済産業省	f : その他 経済産業省は、中古車販売業の活性化等を図るため、入手可能な自動車関連情報を基に業界関係団体等と車両データベース構築の実現可能性について将来的に検討を行う予定。ただし、データベース化に向けては、入手可能な関連情報、業界内での車種の統一コード化、民間企業が有する情報の提供、データベース構築・維持管理・更新に必要なコストなど、様々な課題があると考えられるため、これらを慎重に見極めつつ、中長期的な検討を行うべき課題と認識。

提出者等	118（自動車の各種履歴情報の利活用に関する規制の緩和）
（改善提案） 関係府省回答 —国土交通省	<p>「どうすれば良いのか？」①、②、③のとおり。</p> <p>① d：事実誤認 ご指摘の自動車のリコール情報については、国土交通省のHPにおいて公表されております。</p> <p>② c：実施困難・不要 MOTAS情報の利用料金については、道路運送車両法第102条第1項により、手数料の額は、実費を勘案して政令で定めることとしており、必要経費、運営費、機械費用等を勘案して政令において適性な料金設定がなされていると認識しております。</p> <p>③ c：実施困難・不要 電子的情報提供制度により、MOTAS情報は個人情報保護に留意しながらすでに一定の制限を設けて利用者に提供しているところである。ご指摘のオーナー履歴等は個人情報保護の観点から、無制限に提供する性格のものではなく実施は困難である。</p>
関係府省回答 —経済産業省	<p>① e：所管外 ご指摘のMOTAS等自動車関連情報の開示の可否・料金等については、国土交通省、警察庁、消防庁など他省庁の所管となります。</p>
関係府省回答 —警察庁	<p>① c：実施困難・不要 警察庁においては、交通の安全と円滑に資する目的のもと、全国的な交通事故の発生状況について情報を収集・分析し、公開していますが、個々の自動車の車体番号は収集しておらず、「自動車の事故履歴」というものは把握していないため、ご要望に応じることはできません。</p> <p>また、盗難情報を公表すると、当該盗難車両について警察の捜査が及ぶことが明らかとなり、犯人等が証拠隠滅等捜査への対抗措置を講じることを容易にします。よって、犯罪捜査に支障を来すおそれがあるので、一般に公表する情報の中に盗難情報を含むべきではないと考えます。</p> <p>なお、警察においては、盗難車両を手配し、その早期発見に努めるとともに、警察庁から国土交通省に盗難等車両情報を提供して不正登録の未然防止を図るなどしているところです。</p>
関係府省回答 —総務省	<p>① e：所管外 消防庁では災害規模（人数、棟数等）の把握を所管しているのみであり、所管する制度が改善提案を妨げているものではないと認識しております。</p>
関係府省回答 —環境省	<p>① e：所管外 御指摘の内容は当省の所管外であり、改善提案等に対する回答はありません。</p>

番号	20	関連する意見 の提案者等	岡村委員1 大江委員追加
テーマ	病院における個人情報保護条例等の適用について		
<b>1. 何が問題か？</b>			
<p>現在、医療分野における個人情報の取扱いについては、病院の種別（民間病院（個人情報保護法）、国立病院・大学病院（独立行政法人個人情報保護法）、自治体の病院（自治体の個人情報保護条例）等）毎に適用される法令・条例が異なっており、病院の種別ごとに個人情報保護の取り扱いが異なっている。</p> <p>また、医療機関が遠隔画像診断等のため患者の診療情報を他の医療機関に提供しようとする場合、医療機関間で個人情報の管理規定・システムの整備状況が異なり、それぞれの医療機関間で個人情報の管理レベルについての調整が必要。また、地方自治体立の病院が他の医療機関とオンライン結合を行おうとする場合、自治体では個人情報保護条例に基づき個人情報保護審査会の意見を聞くことが必要とされていることが多く、病院が所属する自治体ごとに個人情報保護審査会の意見を聞く必要があるなど、手続が煩雑。</p>			
<b>2. どうすれば良いのか？</b>			
<p>医療分野における個人情報の取扱いについて、病院の種別（国立病院、大学病院、自治体の病院等）に関わらず適用される個人情報保護の特別法・個別法の制定を検討する。</p> <p>また、診療又は研究目的等一定の要件を満たすことを前提に、レセプトオンライン化同様、他の医療機関に対しオンラインを含めた診療情報の外部提供を法定化することを検討する。</p>			
<b>3. 選定の理由、改善による効果・影響等</b>			
<b>①改善による直接的な効果</b>			
<p>病院の種別に関係なく、個人情報の取扱が統一されるため、病院間の情報連携をスムーズに行うことが可能となる。</p>			
<b>②他の規制等への波及、影響等</b>			
<p>国の機関、独立行政法人、地方自治体の機関、民間等の様々な機関における個人情報保護の取扱い方針が統一され、情報連携が円滑化される。</p>			

## 4. 留意点等

### ①検討にあたって留意すべき点等

医療分野における個人情報の取扱いについて、厚生労働省により「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」が定められているものの、その適用範囲は、「個人情報保護に関する他の法律や条例が適用される、国、地方公共団体、独立行政法人等が設置するものを除く。」とされている。「医療・介護分野における個人情報保護の精神は同一であることから、これらの事業者も本ガイドラインに十分配慮することが望ましい。」との規定はあるが、実態的に病院間での適用ガイドラインの整合化は図られていない。

自治体の個人情報保護条例では、外部に対する電子計算機の結合を行う場合の制限として、法令等の定めがある場合を除き、個人情報保護審査会の意見を聞くことを要件としていることが多い。自治体の個人情報保護条例は、都道府県、市町村ごとに制定されているため、地方自治体立の医療機関がオンラインでの情報提供を行おうとする場合、都道府県ごと、市町村ごとの手続が必要。

### ②各省コメント

提案者等	岡村委員 1
(改善提案)	遠隔医療等、医療分野における個人情報の取扱いについて、病院の種別（国立病院、大学病院、自治体の病院等）に関わらず適用される個人情報保護の特別法・個別法の制定を検討する。
関係府省回答 －厚生労働省	c : 実施困難・不要 医療分野の個人情報の取扱いについて特別法、個別法を制定することについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成 16 年 12 月 24 日通達、平成 18 年 4 月 21 日）に基づくきめ細やかな指導等を徹底することにより、医療分野における個人情報の適切な保護を図ることができることから、実施不要であると考えております。 なお、上記法律及びそれに基づき策定された上記ガイドラインは、国、地方公共団体、独立行政法人等の開設する医療機関についてその対象としておりませんが、それらの医療機関についても、医療・介護分野における個人情報保護の精神は同一であることから、同ガイドラインに十分配慮することが望ましいとして、個人情報の取扱いの適正を図っているところです。
関係府省回答 －総務省	e : 所管外 個人情報の保護に関する施策の策定と実施は地方公共団体の自治事務であり、地方公共団体は、個人情報保護法の趣旨にのっとり、その地方公共団体の社会的諸条件、住民意識等に応じて、その地方公共団体の個人情報保護条例を解釈・運用しているところである。

<p>関係府省回答 －文部科学省</p>	<p>c : 実施困難・不要</p> <p>「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を踏まえて国立大学附属病院長会議が作成した「国立大学附属病院における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づききめ細やかな指導等を徹底することにより、医療分野における個人情報の適切な保護を図ることができることから、個人情報保護の特別法・個別法の制定は不要と考えております。</p>
<p>関係府省回答 －消費者庁</p>	<p>e : 所管外</p> <p>個人情報保護法は、その規定内容としては、官民で取り扱われる個人情報の保護に関する基本法としての性格を有するとともに、民間部門については多種多様な事業分野を広く対象にして個人情報の適正な取扱いについて事業者が遵守すべき具体的な義務を定める一般法となっている。</p> <p>各事業分野によって、取り扱われる個人情報の内容や性質、利用方法等が異なるため、医療分野という特定の事業分野における個人情報の取扱いの法定化・ガイドライン化については、事業分野を所管する省庁によって、事業分野の特性を踏まえ検討されるべきものである。</p>

番号	21	関連する意見の提案者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 國領委員「個人情報保護法等の運用ルールの明確化」</li> <li>・ 「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料5-2</li> <li>・ パブコメ154</li> <li>・ パブコメ183</li> </ul>
テーマ	個人データの漏えい事案が発生した場合に本人への通知が省略できるケースの明確化		
<b>1. 何が問題か？</b>			
<p>個人データに関する事故が発生した場合、個人データの漏洩を防止する技術的措置を講じている中で発生した事故について、本人への通知、公表、および主務大臣への報告が義務付けられている。</p> <p>特に、「金融機関における個人情報保護に関する Q&amp;A」(V-16)では、「例えば、漏えい事案が発生した場合において、高度な暗号化処理等が施されている場合や即時に回収出来た場合等、本人の権利利益が侵害されておらず、今後も権利利益の侵害の可能性がない又は極めて小さい場合等には、本人への通知を省略しうるケースもあるものと思われまます。」とされているものの、「高度な暗号化処理等」の基準は明らかにされておらず、実務上、本人への通知を省略することは困難となっている。</p>			
<b>2. どうすれば良いのか？</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人データの漏洩を防止する特定の技術的措置を講じている中で発生した事故について、報告などを省略することとする。</li> <li>・ 本人への通知等を省略しうる判断基準のひとつとして、「高度な暗号化処理等が施されている場合等」の技術的措置の内容を具体化・明確化する。</li> </ul>			
<b>3. 選定の理由、改善による効果・影響等</b>			
①改善による直接的な効果			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人データの漏洩を防止する技術的措置を講じるインセンティブとなり、個人データが、より適正に管理されるようになる。</li> <li>・ 個人データの利活用の活性化が進展する。</li> </ul>			
②他の規制等への波及、影響等			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報保存されたパソコンを社外で紛失した場合、情報漏洩として本人に通知しなければならないと規定されているため、テレワークの推進等の障害になっている。パソコンに保存されている個人データに関して高度な暗号化などの安全管理措置を講じている場合は、パソコンを紛失したとしても本人への通知は必要としないことをガイドライン上、明確にすることで、テレワークの推進等にも寄与する。</li> </ul>			
<b>4. 留意点等</b>			
①検討にあたって留意すべき点等			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」では、高度な暗号化等の秘匿化が施されている場合のように、本人の権利利益が侵害されておらず、今後も権利利益の侵害の可能性がない又は極めて小さいと考えられる場合には、本人への連絡を省略しても構わないものと考えられることとしている。</li> </ul>			

②関連する意見に対する各府省からのコメント	
提案者等	<p>國領委員「個人情報保護法等の運用ルールの明確化」 「IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会」資料5-2</p>
(改善提案)	<p>個人情報関連の法律あるいは政府の指針等で、安全な措置（暗号化、VPN等）を施せば免責される旨を何らかの形で言及する</p>
関係府省回答 -内閣府(消費者 庁)	<p>d：事実誤認</p> <p>個人情報保護法では、個人情報の漏洩等が発生した場合における本人への通知の義務を課しておらず、各省庁が定めるガイドラインにおいて、必要に応じて規定されているものである。</p> <p>そのため、高度に暗号化されたパソコン等を紛失したとしても、本人への通知は必要としないこととするか否かについては、事業分野ごとの特性を踏まえ、各省庁の判断によってガイドラインで規定されるものである。</p>
提案者等	<p>パブコメ154(個人データに関する事故が発生した場合における、本人への通知、公表、および主務大臣への報告の義務)</p>
(改善提案)	<p>個人データの漏洩を防止する特定の技術的措置を講じている中で発生した事故について、報告などを省略することとする。</p>
関係府省回答 -内閣府(消費者 庁)	<p>d：事実誤認</p> <p>個人情報保護法では、個人情報の漏洩等が発生した場合における、本人への通知、公表、および主務大臣への報告の義務を課しておらず、それらの内容は各省庁が定めるガイドラインにおいて、必要に応じて規定されているものである。</p> <p>そのため、個人データの漏洩を防止する特定の技術的措置を講じている中で発生した事故について、本人への通知等を省略することを認めるか否かについては、事業分野ごとの特性を踏まえ、各省庁の判断によってガイドラインで規定されるものである。</p>
関係府省回答 -総務省	<p>b：改善提案を検討中</p> <p>御指摘のような情報の扱いについては、現在、有識者を集めた研究会を開催し、必要な措置について検討を進めているところです。</p>
関係府省回答 -経済産業省	<p>c：実施困難・不要</p> <p>ガイドラインにおいて、高度な暗号化等の秘匿化が施されている場合には、本人への連絡及び公表を省略しても構わないとしている。経済産業大臣への報告については、主務大臣として漏えい事故に関する事実関係等を把握するとともに、漏えい事故の全体の件数を把握する必要があるため、現時点において、省略を認めることは困難である。</p>

提案者等	パブコメ183（個人データの漏えい事案が発生した場合に本人への通知が省略できるケースの明確化）
（改善提案）	漏洩等が発生した場合において、本人への通知等を省略しうる判断基準のひとつとして、「高度な暗号化処理等が施されている場合等」の内容を具体化・明確化する。
関係府省回答 －金融庁	<p>c：実施困難・不要</p> <p>「高度な暗号化処理等が施されている場合」とは、例えば、電子政府推奨暗号リストに掲げられた暗号アルゴリズムによって個人データを適切に暗号化し、かつ、復号（平文化）のためのかぎ（鍵）が適切に管理されていると認められる場合など、十分な秘匿性が確保されている場合を指します。ただし、暗号化処理の技術等は日々進歩しているものであるため、画一的な基準を設けることは困難であると考えられます。</p>

番号	22	関連する意見 の提案者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>国領委員資料「著作権関係」</li> <li>パブコメ21</li> </ul>
テーマ	著作権関係		
<b>1. 何が問題か？</b>			
電子化に対応した著作権関係の法制度整備の遅れは、当該分野の産業の育成の遅れや国際競争力の低下につながる。			
<b>2. どうすれば良いのか？</b>			
デジタル時代に対応した著作権のあり方を検討すべく、フェアユース条項の導入の可能性等を検討する。			
<b>3. 選定の理由、改善による効果・影響等</b>			
①改善による直接的な効果			
著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限が規定される。			
②他の規制等への波及効果、影響等			
情報通信環境を生かし、著作物の利用・流通の促進が期待される。			
<b>4. 留意点等</b>			
①検討にあたって留意すべき点。関連法令等			
<ul style="list-style-type: none"> <li>著作権法</li> </ul>			
②関連する意見に対する各府省からのコメント			
提案者等	国領委員資料「著作権関係」 パブコメ21（一般フェアユース条項の導入による著作権規制の緩和）		
（改善提案）	著作権法にフェアユース規定を導入する。		
関係府省回答 －文部科学省	b：改善提案を検討中 ご指摘の「権利制限の一般規定」については、「知的財産推進計画2009」においても、規定振り等について検討を行い、2009年度中に結論を得ることとされており、現在、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において議論されております。同小委員会では、関係者から様々な意見が出されており、文部科学省としては、関係者の見解に相違がある論点や重要な論点があることを踏まえ、幅広く論点を整理した上で、慎重かつ多角的に検討を進めていく必要があると考えております。		

番号	23	関連する意見 の提案者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 國領委員（追加）</li> <li>・ パブコメ11</li> </ul>
テーマ	各種予算制度		
1. 何が問題か？			
<p>国、地方とも、行政機関の動きが年度区切りの予算に縛られており、IT インフラの整備、セキュリティ対応等に対して素早い行動が十分に取れていない。</p>			
2. どうすれば良いのか？			
<p>年度途中でも迅速かつ的確な決裁により支出を可能とする制度にする。</p>			
3. 選定の理由、改善による効果・影響等			
①改善による直接的な効果			
<p>年度途中に必要なとなった支出に柔軟に対応できるようになり、IT インフラの整備の促進、セキュリティ対応の向上等が見込まれる。</p>			
②他の規制等への波及効果、影響等			
4. 留意点等			
①検討にあたって留意すべき点。関係法令等			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の制度においても、年度途中における予算の不足に対応するための方法（流用等）は設けられており、対応が不可能ではない。</li> <li>・ 年度途中に必要なとなった支出を可能としつつも、行政府の恣意的な支出をどのように防ぐか（議会の議決をどのように経るべきか）について留意する必要がある。</li> <li>・ 民主党は、複数年度予算の来年度からの拡大実施を検討する方針。</li> </ul>			
②関連する意見に対する各府省からのコメント			
提案者等	パブコメ11		
（改善提案）	年度途中でも迅速かつ的確な決裁により支出を可能とする制度にする。		
関係府省回答 －総務省	<p>d：事実誤認</p> <p>年度途中における必要な予算の不足に対応するための制度は地方自治法に規定されている。</p>		
関係府省回答 －財務省	<p>d：事実誤認</p> <p>年度途中における必要な予算の不足に対応するための制度は財政法等に規定されているところです。IT インフラの整備、セキュリティ対応等に対して素早い行動が十分に取れていないとの御指摘でございますが、財政民主主義の観点から一定の制約があることを御理解下さい。</p>		

番号	24	関連する意見の提案者等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国領委員資料「選挙・政治活動」</li> <li>・ パブコメ25</li> <li>・ パブコメ160</li> <li>・ パブコメ187</li> </ul>
テーマ	選挙・政治活動	
<b>1. 何が問題か？</b>		
<p>公職選挙法では、文書図画を使った選挙活動が包括的に禁止されており、ビラ、葉書等の一部の手法が限定された態様で認められているに過ぎない。このため、立候補者が有権者に対してインターネットを用いて情報を発信することはできないとともに、有権者がインターネットを利用して立候補者に関する情報を収集することもできない。</p>		
<b>2. どうすれば良いのか？</b>		
<p>公職選挙法第142条以下を改正して、選挙期間中の立候補者のインターネットを利用した情報発信を適法とし、インターネットを利用した選挙活動を解禁する。これにより、立候補者は、ビラ配布・葉書送付のような費用のかさむ手段を利用することなく、自らの政策や政治信条を有権者に対して広くアピールできる。</p>		
<b>3. 選定の理由、改善による効果・影響等</b>		
<b>①改善による直接的な効果</b>		
<p>有権者の政治参加の促進、候補者情報の充実、有権者と候補者との直接対話の実現、金のかからない選挙の実現などに資する。</p>		
<b>②他の規制等への波及効果、影響等</b>		
<b>4. 留意点等</b>		
<b>①検討にあたって留意すべき点。関係法令等</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひぼう中傷・なりすましなどインターネットの悪用、デジタルデバイド（情報格差）の存在などを考慮する必要がある</li> <li>・ 選挙制度に深く関係する問題であり、国会議員による議論が不可欠</li> </ul>		
<b>②関連する意見に対する各府省からのコメント</b>		
提案者等	国領委員資料「選挙・政治活動」 パブコメ25（公職選挙法） パブコメ160（公職選挙法によるインターネットを用いた選挙運動の禁止）	
（改善提案）	<p>（25）公職選挙法第146条の規制を緩和し、ネット選挙を解禁する。同第148条の規制を緩和し、ネットにおける報道及び評論の自由も明文で認め、ネットメディア、動画サイト、ブログ等における表現の自由を最大限確保する。</p> <p>（160）公職選挙法第142条以下を改正して、選挙期間中の立候補者のインターネットを利用した情報発信を適法とし、インターネットを利用した選挙活動を解禁する。これにより、立候補者は、ビラ配布・葉書送付のような費用のかさむ手段を利用することなく、自らの政策や政治信条を有権者に対して広くアピールできる。</p>	

<p>関係府省回答 －総務省</p>	<p>f: その他</p> <p>インターネットを利用した選挙運動については、有権者の政治参加の促進、候補者情報の充実、有権者と候補者との直接対話の実現、金のかからない選挙の実現などのメリットがあるものの、他方で、ひぼう中傷・なりすましなどインターネットの悪用、デジタルデバイド（情報格差）の存在などのデメリットも挙げられているところ。</p> <p>インターネットを選挙運動手段として認めるかどうかは、まさに選挙運動のあり方という、いわば選挙の土俵づくりの問題であるため、各党各会派において、御議論いただくべき問題であると考えているところ。</p>
<p>提案者等  (改善提案)</p>	<p>パブコメ187（選挙におけるITの利活用の制限）</p> <p>① インターネット（ウェブサイト、電子メール等）を用いた「文書図画」の頒布を解禁する。</p> <p>② 選挙管理委員会は、選挙公報の内容をウェブサイトでも提供できることとする。等により、情報提供の機会が増えることにより政策論争が活発化し、民主主義の発展に資する。</p>
<p>関係府省回答 －総務省</p>	<p>f: その他</p> <p>①インターネットを利用した選挙運動については、有権者の政治参加の促進、候補者情報の充実、有権者と候補者との直接対話の実現、金のかからない選挙の実現などのメリットがあるものの、他方で、ひぼう中傷・なりすましなどインターネットの悪用、デジタルデバイド（情報格差）の存在などのデメリットも挙げられているところ。</p> <p>インターネットを選挙運動手段として認めるかどうかは、まさに選挙運動のあり方という、いわば選挙の土俵づくりの問題であるため、各党各会派において、御議論いただくべき問題であると考えているところ。</p> <p>②選挙公報は、公職の候補者等の政見等を当該公職の候補者等が申請した原文のまま掲載するものであり、選挙公報をどのようなものにするかは、選挙運動に関わる問題であるところ。</p> <p>選挙運動の方法等については、これまでの国会における審議や各党間の議論の積み重ねの中から現在のようなルールが設けられてきたところであり、選挙公報をインターネットのホームページに掲載するか否かは、インターネットの利用を選挙運動の中でどう位置づけるかということも含め、各党各会派において御議論いただくべき問題であると考えているところ。</p>